

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 126 自治体）

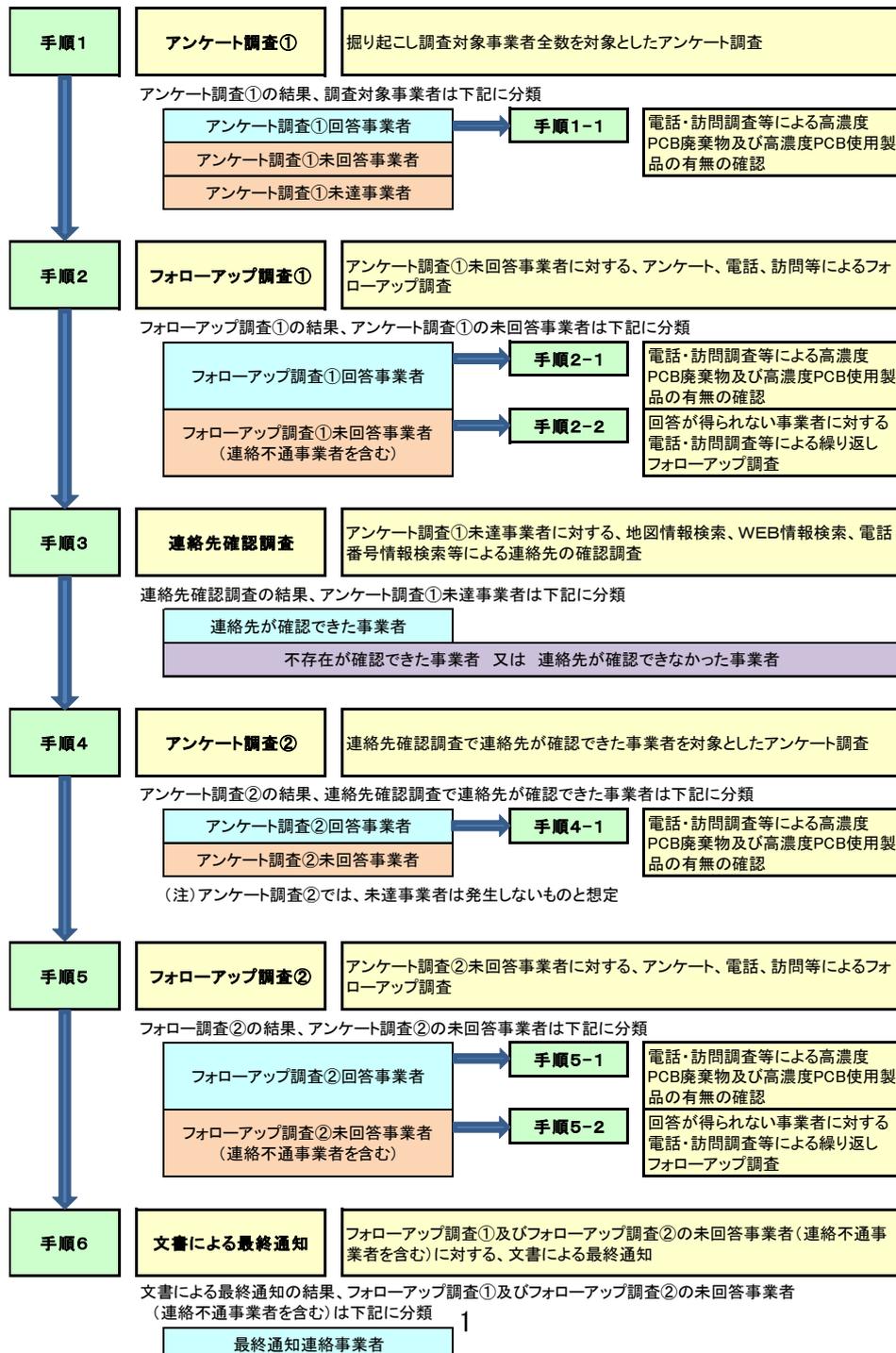
〈調査の時期〉

令和元年 6 月末日

I. 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について

掘り起こし調査フロー

（今後策定する「掘り起こし完了に向けた作業マニュアル」で予定している、掘り起こし調査の基本フロー）



1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づく、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 30 年 12 月末時点での上記のステップごとの実施状況について御回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

(1) 調査対象事業者数

① 貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。(複数回答可)

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 87 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	33 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	18 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	39 自治体
d その他	2 自治体

(その他の内容)

- ・ C に平成 29 年度に経済産業省提供データの一部を追加したリスト
- ・ 平成 30 年に中核市に移行したことに伴い、県から提供を受けた調査対象事業者リスト（平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリストを基に県の調査結果のうち市に関する部分をリスト化したもの）

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト			
	平成26年度	平成28年度	26年度に28年度を追加	その他		平成26年度	平成28年度	26年度に28年度を追加	その他
001 北海道			○		065 京都市		○		
002 青森県			○		066 大阪市	○			
003 岩手県			○		067 堺市	○			
004 宮城県	○				068 東大阪市		○		
005 秋田県			○		069 神戸市	○			
006 山形県		○			070 姫路市			○	
007 福島県	○	○			071 尼崎市			○	
008 茨城県	○				072 和歌山市	○			
009 栃木県			○		084 宇都宮市	○			
010 群馬県			○		085 富山市	○			
011 埼玉県			○		086 秋田市	○			
012 千葉県	○				087 郡山市			○	
013 東京都	○				090 豊田市			○	
014 神奈川県			○		094 いわき市		○		
015 新潟県	○				095 長野市			○	
016 富山県	○				096 豊橋市			○	
017 石川県		○			098 相模原市	○	○	○	
018 福井県	○		○		099 西宮市			○	
019 山梨県	○				101 さいたま市			○	
020 長野県	○				102 奈良市		○		
021 岐阜県	○				103 川越市		○		
022 静岡県			○		104 船橋市	○			
023 愛知県	○				105 岡崎市	○			
024 三重県			○		106 高槻市			○	
025 滋賀県			○		108 青森市			○	
026 京都府			○		109 八王子市	○			
027 大阪府	○				110 盛岡市		○		
028 兵庫県		○			111 柏市		○		
029 奈良県	○				114 前橋市	○			
030 和歌山県	○				115 大津市			○	
050 旭川市			○		116 高崎市	○			
051 札幌市		○			118 豊中市	○			
052 函館市			○		120 枚方市			○	
054 仙台市			○		121 越谷市			○	
055 千葉市		○			122 八戸市	○	○		
056 横浜市			○		124 福島市			○	
057 川崎市			○		125 川口市				○
058 横須賀市			○		126 八尾市	○			
059 新潟市			○		127 明石市		○		
060 金沢市		○			130 山形市		○		
061 岐阜市				○	131 福井市			○	
062 静岡市			○		132 甲府市	○			
063 浜松市			○		133 寝屋川市	○			
064 名古屋市			○		計	33	18	39	2

② 掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	65自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	9自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	49自治体
d その他	18自治体

(その他の内容)

- ・ 市が保有する施設に関しては、調査対象から除外。
- ・ 国及び自治体の情報を除外
- ・ 1990 年以降建設の建物の除外、環境省精査データのマッチング作業に基づく除外、住宅地図及び web 地図による調査に基づく除外
- ・ 該当の建物がない事業者を除外
- ・ 自治体管理事業所を除外
- ・ 県及び市町村の施設を除外
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届け出済事業者は除外していない。(使用中安定器などは把握できていない恐れがあるため。) 電話、テレビ、ラジオなど電波塔を有する事業者のみ、集約して本社に調査票を送付、県、市町村は、別途、説明会を経て調査を実施。
- ・ 国有施設を除外 (実行計画により率先して実施されるため)、地方公共団体を除外 (別途直接実施)
- ・ P 協データ、電気事業法届出
- ・ 届出事業者を含む全事業者にアンケートを送付し、集計の過程で届出事業者を除外した。
- ・ 国等の公共施設及び携帯基地局を除外
- ・ 現在と過去の地図等を比較し、明らかに調査対象とならない事業者を除外
- ・ 複数の建物を管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付している。
- ・ H27 年度調査は避難区域を除いた。
- ・ 除外せずに送付。
- ・ 特に加工は行っていない。
- ・ 自家用電気工作物設置者から県有施設及び国有施設を除外した。
- ・ 市有施設、新しい施設は除外

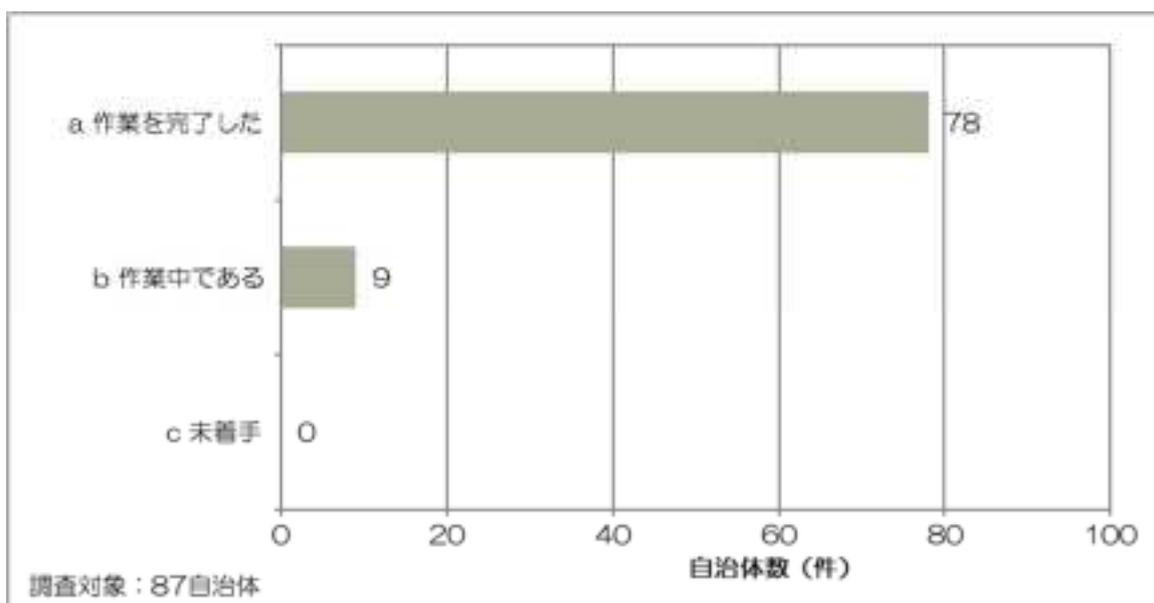
自治体名	リストに対する加工				自治体名	リストに対する加工			
	PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他		PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他
001 北海道	○			○	063 浜松市	○		○	
002 青森県	○	○	○		064 名古屋市	○			
003 岩手県	—	—	—	—	065 京都市	○		○	
004 宮城県	○		○		066 大阪市	○		○	
005 秋田県	○		○		067 堺市	○		○	○
006 山形県	○		○		068 東大阪市	○			
007 福島県	○		○	○	069 神戸市				○
008 茨城県	○				070 姫路市	○			
009 栃木県			○		071 尼崎市				○
010 群馬県				○	072 和歌山市	○			
011 埼玉県	○		○		084 宇都宮市	○			
012 千葉県	○	○	○		085 富山市	○		○	
013 東京都	○	○	○	○	086 秋田市	○			
014 神奈川県			○	○	087 郡山市	○		○	
015 新潟県			○		090 豊田市	○			
016 富山県	○			○	094 いわき市	○		○	
017 石川県				○	095 長野市				○
018 福井県				○	096 豊橋市			○	
019 山梨県	○		○		098 相模原市	○			
020 長野県	○		○		099 西宮市			○	
021 岐阜県	—	—	—	—	101 さいたま市	○		○	
022 静岡県	○				102 奈良市	○	○	○	○
023 愛知県	○		○		103 川越市	○			
024 三重県	○			○	104 船橋市	○		○	
025 滋賀県	○		○		105 岡崎市	○		○	
026 京都府	○		○		106 高槻市	○		○	○
027 大阪府	○		○		108 青森市	○	○	○	
028 兵庫県			○		109 八王子市	○			
029 奈良県	○		○		110 盛岡市			○	
030 和歌山県				○	111 柏市	○			
050 旭川市	○		○		114 前橋市	○			
051 札幌市	○		○		115 大津市	○		○	
052 函館市	○				116 高崎市	○			
054 仙台市	○	○			118 豊中市	○			
055 千葉市			○		120 枚方市			○	
056 横浜市				○	121 越谷市	○		○	
057 川崎市	○				122 八戸市	○	○	○	
058 横須賀市	○				124 福島市				○
059 新潟市			○		125 川口市	○			
060 金沢市			○		126 八尾市	○		○	
061 岐阜市			○		127 明石市				○
062 静岡市					計	58	7	46	19

(2) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

【手順 1 アンケート調査①】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	78自治体
b 作業中である（未回収）	9自治体
c 未着手	0自治体

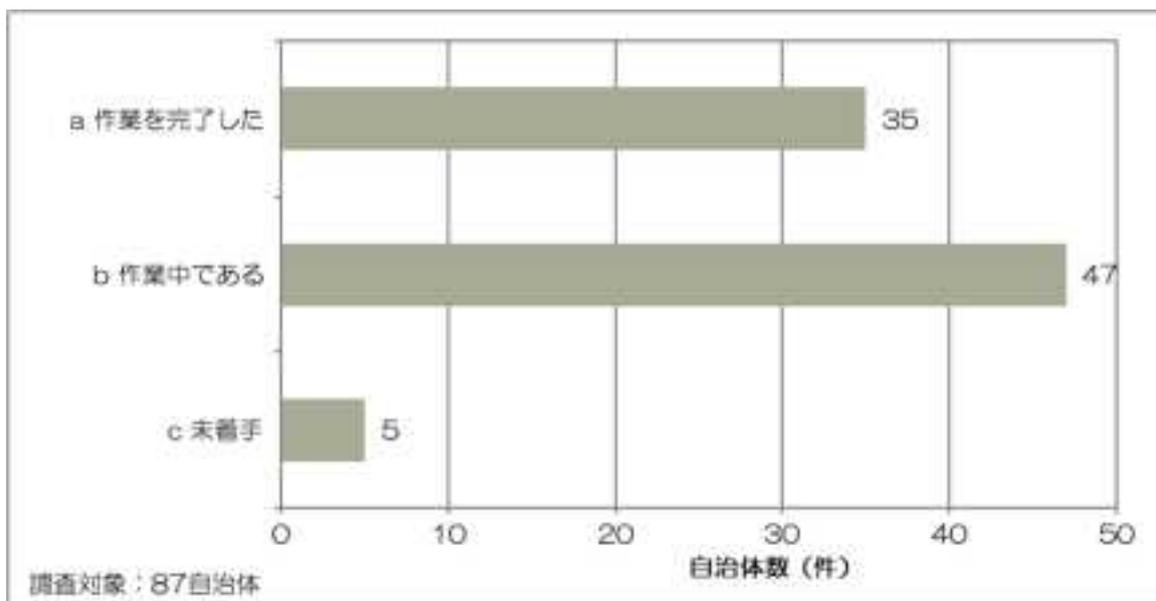


自治体名	手順1			自治体名	手順1		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			065 京都市	○		
002 青森県	○			066 大阪市	○		
003 岩手県	○			067 堺市		○	
004 宮城県	○			068 東大阪市	○		
005 秋田県	○			069 神戸市	○		
006 山形県	○			070 姫路市	○		
007 福島県	○			071 尼崎市	○		
008 茨城県	○			072 和歌山市		○	
009 栃木県	○			084 宇都宮市	○		
010 群馬県	○			085 富山市	○		
011 埼玉県	○			086 秋田市	○		
012 千葉県	○			087 郡山市	○		
013 東京都	○			090 豊田市	○		
014 神奈川県	○			094 いわき市	○		
015 新潟県	○			095 長野市		○	
016 富山県	○			096 豊橋市	○		
017 石川県	○			098 相模原市	○		
018 福井県	○			099 西宮市	○		
019 山梨県	○			101 さいたま市	○		
020 長野県	○			102 奈良市	○		
021 岐阜県	○			103 川越市	○		
022 静岡県	○			104 船橋市	○		
023 愛知県	○			105 岡崎市	○		
024 三重県	○			106 高槻市	○		
025 滋賀県	○			108 青森市	○		
026 京都府	○			109 八王子市		○	
027 大阪府	○			110 盛岡市	○		
028 兵庫県	○			111 柏市	○		
029 奈良県	○			114 前橋市	○		
030 和歌山県		○		115 大津市	○		
050 旭川市	○			116 高崎市	○		
051 札幌市	○			118 豊中市	○		
052 函館市	○			120 枚方市	○		
054 仙台市	○			121 越谷市	○		
055 千葉市	○			122 八戸市	○		
056 横浜市	○			124 福島市	○		
057 川崎市	○			125 川口市	○		
058 横須賀市		○		126 八尾市	○		
059 新潟市		○		127 明石市	○		
060 金沢市	○			130 山形市	○		
061 岐阜市	○			131 福井市	○		
062 静岡市	○			132 甲府市		○	
063 浜松市		○		133 寝屋川市	○		
064 名古屋市	○			計	78	9	0

【手順2 フォローアップ調査①】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	35自治体
b 作業中である（未回収）	47自治体
c 未着手	5自治体

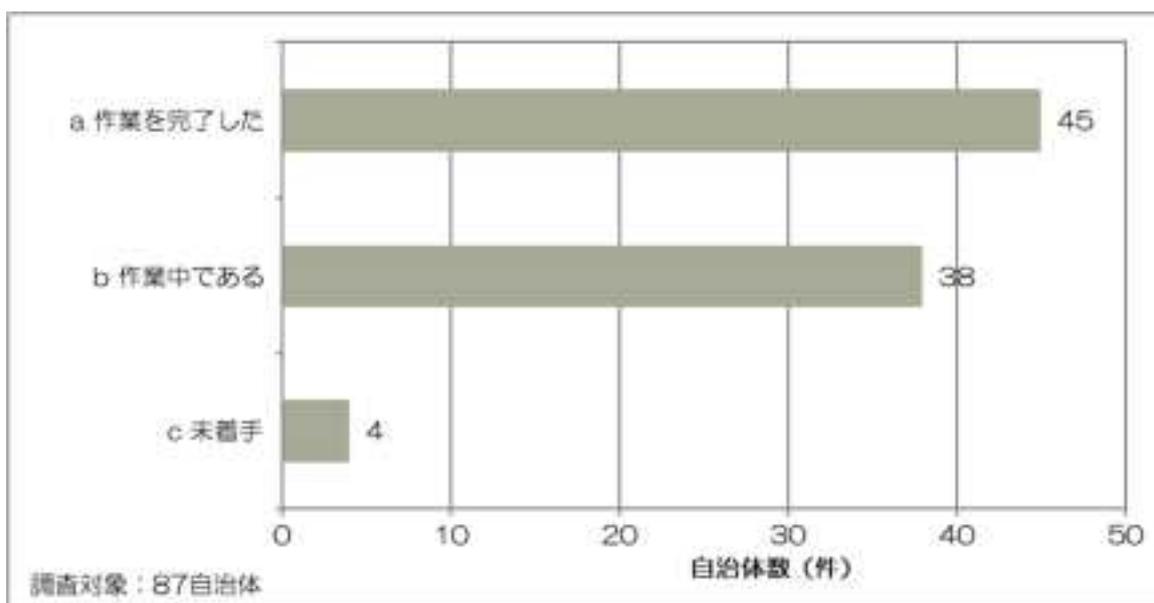


自治体名	手順2			自治体名	手順2		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			065 京都市		○	
002 青森県		○		066 大阪市		○	
003 岩手県	○			067 堺市		○	
004 宮城県		○		068 東大阪市			○
005 秋田県	○			069 神戸市		○	
006 山形県			○	070 姫路市	○		
007 福島県		○		071 尼崎市	○		
008 茨城県	○			072 和歌山市	○		
009 栃木県	○			084 宇都宮市		○	
010 群馬県		○		085 富山市		○	
011 埼玉県		○		086 秋田市	○		
012 千葉県	○			087 郡山市	○		
013 東京都	○			090 豊田市	○		
014 神奈川県		○		094 いわき市			○
015 新潟県	○			095 長野市		○	
016 富山県			○	096 豊橋市	○		
017 石川県	○			098 相模原市	○		
018 福井県	○			099 西宮市	○		
019 山梨県	○			101 さいたま市		○	
020 長野県		○		102 奈良市	○	○	
021 岐阜県		○		103 川越市			
022 静岡県		○		104 船橋市		○	
023 愛知県		○		105 岡崎市	○		
024 三重県		○		106 高槻市		○	
025 滋賀県	○			108 青森市		○	
026 京都府		○		109 八王子市		○	
027 大阪府	○			110 盛岡市		○	
028 兵庫県			○	111 柏市		○	
029 奈良県	○			114 前橋市	○		
030 和歌山県		○		115 大津市		○	
050 旭川市	○			116 高崎市	○		
051 札幌市	○			118 豊中市		○	
052 函館市	○			120 枚方市		○	
054 仙台市		○		121 越谷市		○	
055 千葉市		○		122 八戸市		○	
056 横浜市	○			124 福島市		○	
057 川崎市		○		125 川口市		○	
058 横須賀市		○		126 八尾市		○	
059 新潟市		○		127 明石市	○		
060 金沢市		○		130 山形市		○	
061 岐阜市		○		131 福井市		○	
062 静岡市		○		132 甲府市		○	
063 浜松市	○			133 寝屋川市	○		
064 名古屋市	○			計	35	47	5

【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	45自治体
b 作業中である	38自治体
c 未着手	4自治体

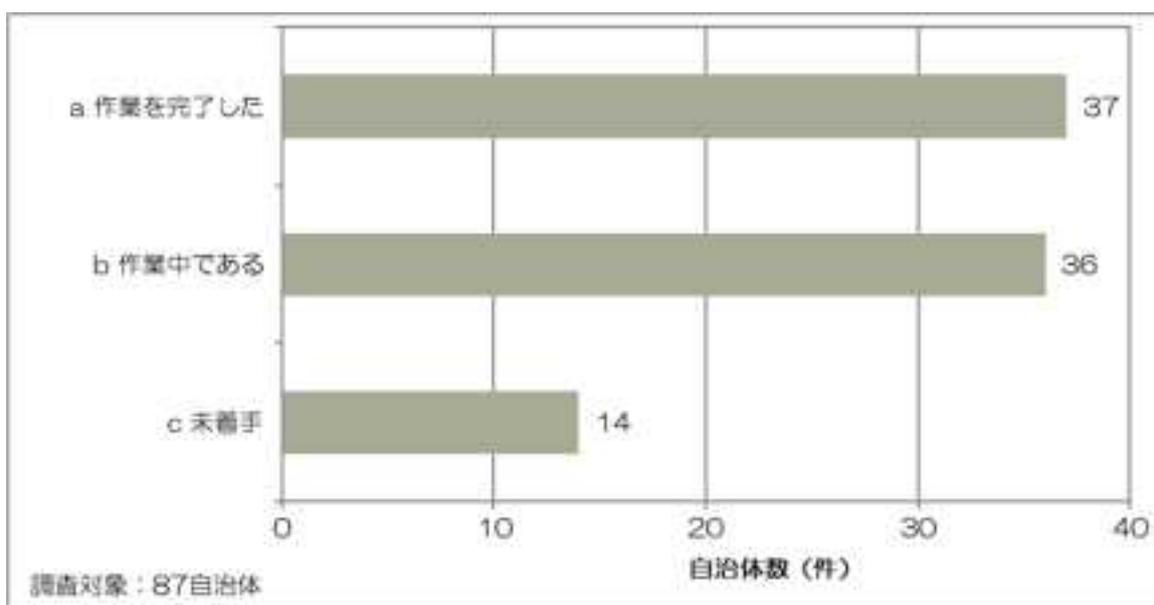


自治体名	手順3			自治体名	手順3		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		065 京都市		○	
002 青森県		○		066 大阪市	○		
003 岩手県	○			067 堺市		○	
004 宮城県	○			068 東大阪市	○		
005 秋田県	○			069 神戸市	○		
006 山形県		○		070 姫路市	○		
007 福島県		○		071 尼崎市	○		
008 茨城県	○			072 和歌山市	○		
009 栃木県	○			084 宇都宮市	○		
010 群馬県		○		085 富山市		○	
011 埼玉県		○		086 秋田市	○		
012 千葉県	○			087 郡山市	○		
013 東京都	○			090 豊田市	○		
014 神奈川県		○		094 いわき市	○		
015 新潟県		○		095 長野市	○		
016 富山県			○	096 豊橋市		○	
017 石川県	○			098 相模原市	○		
018 福井県		○		099 西宮市	○		
019 山梨県	○			101 さいたま市	○		
020 長野県		○		102 奈良市	○		
021 岐阜県	○			103 川越市		○	
022 静岡県		○		104 船橋市		○	
023 愛知県			○	105 岡崎市		○	
024 三重県		○		106 高槻市	○		
025 滋賀県			○	108 青森市	○		
026 京都府		○		109 八王子市	○		
027 大阪府	○			110 盛岡市	○		
028 兵庫県	○			111 柏市		○	
029 奈良県	○			114 前橋市	○		
030 和歌山県		○		115 大津市		○	
050 旭川市	○			116 高崎市		○	
051 札幌市		○		118 豊中市	○		
052 函館市	○			120 枚方市	○		
054 仙台市	○			121 越谷市	○		
055 千葉市	○			122 八戸市		○	
056 横浜市		○		124 福島市		○	
057 川崎市			○	125 川口市		○	
058 横須賀市		○		126 八尾市		○	
059 新潟市		○		127 明石市	○		
060 金沢市	○			130 山形市		○	
061 岐阜市		○		131 福井市		○	
062 静岡市		○		132 甲府市		○	
063 浜松市		○		133 寝屋川市	○		
064 名古屋市	○			計	45	38	4

【手順4 アンケート調査②】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	37自治体
b 作業中である（未回収）	36自治体
c 未着手	14自治体

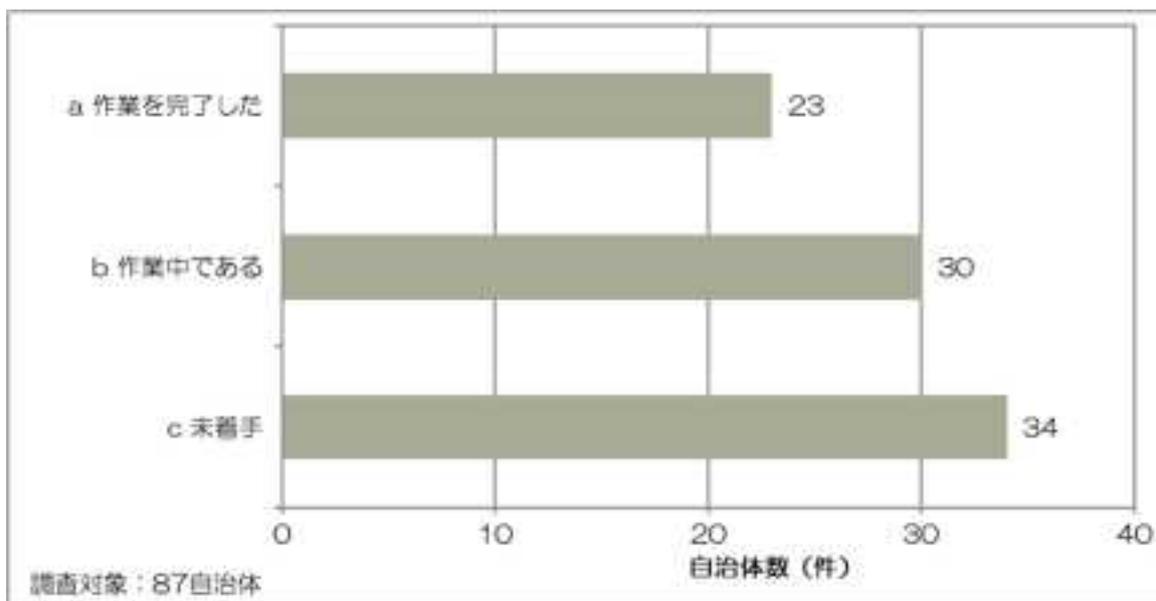


自治体名	手順4			自治体名	手順4		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		065 京都市		○	
002 青森県		○		066 大阪市	○		
003 岩手県			○	067 堺市		○	
004 宮城県	○			068 東大阪市	○		
005 秋田県	○			069 神戸市		○	
006 山形県		○		070 姫路市		○	
007 福島県		○		071 尼崎市	○		
008 茨城県	○			072 和歌山市	○		
009 栃木県	○			084 宇都宮市	○		
010 群馬県		○		085 富山市			○
011 埼玉県		○		086 秋田市		○	
012 千葉県	○			087 郡山市	○		
013 東京都	○			090 豊田市	○		
014 神奈川県		○		094 いわき市			○
015 新潟県			○	095 長野市		○	
016 富山県			○	096 豊橋市		○	
017 石川県	○			098 相模原市	○		
018 福井県	○			099 西宮市	○		
019 山梨県	○			101 さいたま市	○		
020 長野県		○		102 奈良市	○		
021 岐阜県	○			103 川越市		○	
022 静岡県		○		104 船橋市		○	
023 愛知県			○	105 岡崎市	○		
024 三重県	○			106 高槻市	○		
025 滋賀県			○	108 青森市		○	
026 京都府		○		109 八王子市		○	
027 大阪府	○			110 盛岡市	○		
028 兵庫県			○	111 柏市		○	
029 奈良県	○			114 前橋市	○		
030 和歌山県			○	115 大津市		○	
050 旭川市			○	116 高崎市			○
051 札幌市		○		118 豊中市	○		
052 函館市	○			120 枚方市	○		
054 仙台市	○			121 越谷市	○		
055 千葉市		○		122 八戸市		○	
056 横浜市		○		124 福島市			○
057 川崎市			○	125 川口市		○	
058 横須賀市			○	126 八尾市		○	
059 新潟市		○		127 明石市	○		
060 金沢市		○		130 山形市	○		
061 岐阜市		○		131 福井市	○		
062 静岡市		○		132 甲府市		○	
063 浜松市		○		133 寝屋川市	○		
064 名古屋市		○		計	37	36	14

【手順5 フォローアップ調査②】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	23自治体
b 作業中である（未回収）	30自治体
c 未着手	34自治体

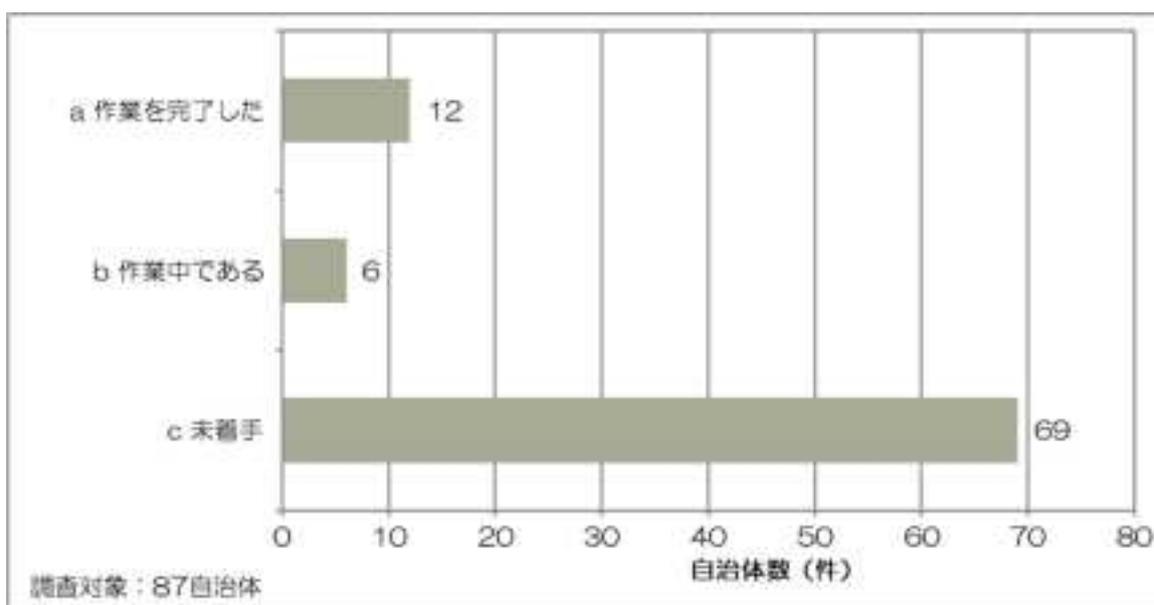


自治体名	手順5			自治体名	手順5		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	065 京都市		○	
002 青森県		○		066 大阪市	○		
003 岩手県			○	067 堺市		○	
004 宮城県	○			068 東大阪市			○
005 秋田県	○			069 神戸市		○	
006 山形県		○		070 姫路市			○
007 福島県		○		071 尼崎市		○	
008 茨城県	○			072 和歌山市			○
009 栃木県	○			084 宇都宮市		○	
010 群馬県		○		085 富山市			○
011 埼玉県		○		086 秋田市		○	
012 千葉県	○			087 郡山市	○		
013 東京都	○			090 豊田市	○		
014 神奈川県		○		094 いわき市	○		
015 新潟県			○	095 長野市		○	
016 富山県			○	096 豊橋市			○
017 石川県	○			098 相模原市			○
018 福井県			○	099 西宮市	○		
019 山梨県	○			101 さいたま市		○	
020 長野県		○		102 奈良市		○	
021 岐阜県	○			103 川越市			○
022 静岡県		○		104 船橋市		○	
023 愛知県			○	105 岡崎市		○	
024 三重県		○		106 高槻市			○
025 滋賀県			○	108 青森市		○	
026 京都府			○	109 八王子市			○
027 大阪府	○			110 盛岡市		○	
028 兵庫県			○	111 柏市			○
029 奈良県	○			114 前橋市	○		
030 和歌山県		○		115 大津市	○		
050 旭川市			○	116 高崎市			○
051 札幌市			○	118 豊中市	○		
052 函館市	○			120 枚方市	○		
054 仙台市			○	121 越谷市		○	
055 千葉市			○	122 八戸市			○
056 横浜市		○		124 福島市			○
057 川崎市			○	125 川口市		○	
058 横須賀市			○	126 八尾市			○
059 新潟市			○	127 明石市	○		
060 金沢市			○	130 山形市		○	
061 岐阜市			○	131 福井市			○
062 静岡市			○	132 甲府市		○	
063 浜松市		○		133 寝屋川市	○		
064 名古屋市		○		計	23	30	34

【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 87自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	12自治体
b 作業中である	6自治体
c 未着手	69自治体



自治体名	手順6			自治体名	手順6		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	065 京都市			○
002 青森県			○	066 大阪市			○
003 岩手県	○			067 堺市			○
004 宮城県			○	068 東大阪市	○		
005 秋田県	○			069 神戸市			○
006 山形県			○	070 姫路市			○
007 福島県			○	071 尼崎市			○
008 茨城県	○			072 和歌山市			○
009 栃木県		○		084 宇都宮市			○
010 群馬県			○	085 富山市			○
011 埼玉県			○	086 秋田市			○
012 千葉県	○			087 郡山市			○
013 東京都			○	090 豊田市	○		
014 神奈川県			○	094 いわき市	○		
015 新潟県			○	095 長野市			○
016 富山県			○	096 豊橋市		○	
017 石川県			○	098 相模原市			○
018 福井県			○	099 西宮市	○		
019 山梨県			○	101 さいたま市			○
020 長野県			○	102 奈良市		○	
021 岐阜県			○	103 川崎市			○
022 静岡県			○	104 船橋市			○
023 愛知県			○	105 岡崎市			○
024 三重県		○		106 高槻市			○
025 滋賀県			○	108 青森市			○
026 京都府			○	109 八王子市			○
027 大阪府	○			110 盛岡市			○
028 兵庫県			○	111 柏市			○
029 奈良県	○			114 前橋市			○
030 和歌山県			○	115 大津市			○
050 旭川市			○	116 高崎市			○
051 札幌市			○	118 豊中市			○
052 函館市	○			120 枚方市			○
054 仙台市			○	121 越谷市			○
055 千葉市			○	122 八戸市			○
056 横浜市			○	124 福島市			○
057 川崎市			○	125 川口市			○
058 横須賀市			○	126 八尾市			○
059 新潟市			○	127 明石市		○	
060 金沢市			○	130 山形市			○
061 岐阜市			○	131 福井市			○
062 静岡市			○	132 甲府市		○	
063 浜松市			○	133 寝屋川市	○		
064 名古屋市			○	計	12	6	69

(3) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（1/5）

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道	001 北海道	22,514	21,686	96.3	令和3年3月	平成26年及び平成28年	昨年度は調査対象事業者数に国や自治体の公共施設を含んでいた。今年度はそれらを除く実体の調査対象者数を記入。 (経済センサスリストを使用した安定器の調査において、自家用電気工作物の有無についても確認中(独自の調査として別表に整理))	
		(22,245)	(20,267)	(91.1)	(令和2年3月)	(平成26年及び平成28年)		
	050 旭川市	1,788	1,389	77.7	令和4年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	昨年の調査対象者から市有施設を除外した。	
		(2,020)	(1,722)	(85.2)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	051 札幌市	9,629	8,721	90.6	令和3年3月	平成28年		
		(9,629)	(8,721)	(90.6)	(令和3年3月)	(平成28年)		
	052 函館市	1,580	1,580	100.0	令和元年5月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,582)	(1,489)	(94.1)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	青森県	002 青森県	5,105	4,635	90.8	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(5,070)	(4,414)	(87.1)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		108 青森市	1,270	982	77.3	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
	(1,270)		(982)	(77.3)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
122 八戸市	865	748	86.5	令和2年3月	平成26年及び平成28年			
	(902)	(671)	(77.4)	(令和2年3月)	(平成26年及び平成28年)			
岩手県	003 岩手県	5,642	5,642	100.0	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	経済産業省提供の使用及び廃止リストを使用して調査を実施(独自の調査として別表に整理) (平成30年9月以降は経済産業省提供の使用及び廃止リストを使用して調査を実施。)	
		(6,455)	(2,880)	(44.6)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
110 盛岡市	2,088	2,040	97.7	令和3年3月	平成28年			
	(2,088)	(1,985)	(95.1)	(令和2年6月)	(平成28年)			
宮城県	004 宮城県	8,452	8,346	98.7	令和3年3月	平成26年	P協データを使用して調査を実施(独自の調査として別表に整理)	
		(8,452)	(8,346)	(98.7)	(令和3年12月)	(平成26年)		
054 仙台市	6,206	5,310	85.6	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加			
	(6,209)	(5,280)	(85.0)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
秋田県	005 秋田県	5,959	5,959	100.0	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,299)	(6,234)	(98.9)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
086 秋田市	2,084	2,056	98.7	令和3年3月	平成26年			
	(2,083)	(2,061)	(98.9)	(平成31年3月)	(平成26年)			
山形県	006 山形県	6,926	6,695	96.7	令和3年3月	平成28年		
		(6,940)	(6,145)	(88.5)	(令和4年3月)	(平成28年)		
130 山形市	1,520	1,494	98.3	令和3年3月	平成28年			
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
福島県	007 福島県	8,473	5,590	66.0	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(9,200)	(5,600)	(60.8)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	087 郡山市	1,949	1,949	100.0	令和元年8月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(2,159)	(2,053)	(95.1)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	094 いわき市	2,508	2,199	87.7	令和3年3月	平成28年		
(2,703)		(—)	(—)	(平成31年2月)	(平成28年)			
124 福島市	3,014	1,315	43.6	令和3年6月	平成26年に平成28年の一部を追加	調査対象事業者数を改めて精査したところ、前回の回答に誤りがあった。今回が正しい回答。		
	(3,014)	(1,368)	(45.4)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
008 茨城県	17,467	17,422	99.7	令和3年3月	平成26年			
	(17,467)	(17,222)	(98.6)	(令和2年3月)	(平成26年)			
栃木県	009 栃木県	11,647	8,437	72.4	平成31年1月	平成26年に平成28年の一部を追加	(P協データを基に、電話確認・現地調査等を実施予定(独自の調査として別表に整理))	
		(11,647)	(7,004)	(60.1)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
084 宇都宮市	2,928	2,744	93.7	令和2年3月	平成26年			
	(2,928)	(2,733)	(93.3)	(平成31年3月)	(平成26年)			

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（2/5）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
北海道 事業対象地域	010 群馬県	12,684	9,351	73.7	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	現在、調査結果集計中
		(12,414)	(9,171)	(73.8)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	114 前橋市	1,908	1,808	94.8	令和2年3月	平成26年	
		(1,922)	(1,775)	(93.8)	(令和2年3月)	(平成26年)	
	116 高崎市	1,486	1,376	92.6	令和3年3月	平成26年	
		(1,486)	(1,376)	(92.6)	(令和2年3月)	(平成26年)	
	015 新潟県	14,776	12,312	83.3	令和3年3月	平成26年	
		(14,957)	(9,847)	(65.8)	(令和3年3月)	(平成26年)	
	059 新潟市	5,748	5,613	97.7	令和3年2月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(5,779)	(5,488)	(95.0)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	019 山梨県	3,832	3,516	91.8	令和3年3月	平成26年	(P協データを基に、アンケート調査・現地調査等を実施予定(独自の調査として別表に整理))
		(3,699)	(2,740)	(74.0)	(令和3年3月)	(平成26年)	
	132 甲府市	1,152	1,141	99.0	令和2年3月	平成26年	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	016 富山県	4,722	3,640	77.1	令和3年3月	平成26年	
		(4,722)	(3,640)	(77.1)	(令和3年4月)	(平成26年)	
	085 富山市	3,269	2,754	85.8	令和3年3月	平成26年	
		(2,910)	(2,758)	(94.8)	(令和3年6月)	(平成26年)	
	017 石川県	5,210	4,348	83.5	令和4年3月	平成28年	地方公共団体(市町・一部事務組合・広域連合・協議会)(46件)に対する調査を実施(独自の調査として別表に整理)
		(5,215)	(4,249)	(81.4)	(令和3年3月)	(平成28年)	
060 金沢市	2,052	1,499	73.1	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,123)	(1,115)	(52.5)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
018 福井県	5,670	4,676	82.5	令和3年3月	平成26年及び平成26年に平成28年の一部を追加		
	(7,618)	(5,763)	(75.6)	(令和2年3月)	(平成26年)		
131 福井市	2,870	2,302	80.2	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
020 長野県	15,045	14,282	94.9	令和2年3月	平成26年		
	(14,630)	(13,527)	(92.4)	(令和2年3月)	(平成26年)		
095 長野市	2,500	2,493	99.7	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,500)	(2,489)	(99.6)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
東京都 事業対象地域	011 埼玉県	28,915	27,765	96.0	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(28,908)	(24,746)	(85.6)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	101 さいたま市	5,415	4,774	88.2	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(5,408)	(4,746)	(87.7)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	103 川越市	1,738	1,690	97.2	令和2年3月	平成28年	
		(1,732)	(1,597)	(92.2)	(令和元年9月)	(平成28年)	
	121 越谷市	1,471	1,338	91.0	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(1,471)	(1,176)	(79.9)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	125 川口市	3,362	2,910	86.6	令和3年3月		※埼玉県から提供された調査対象事業者リスト(平成29年度までの埼玉県の調査結果をリスト化したもの)に基づく調査を実施
		(3,382)	(2,433)	(71.9)	(令和3年3月)		
012 千葉県	20,351	20,030	98.4	平成30年3月	平成26年	最終通知に未達があったため、調査としては98.4%で完了となる。未達や未回答者には今後、現地確認・電話確認を行う。	
	(20,351)	(20,030)	(98.4)	(平成30年3月)	(平成26年)		
055 千葉市	3,656	3,319	90.8	令和3年8月	平成28年	(前年度の数値に誤りがあり、今年度分が正しい数値である。最終通知に未達があったため、調査としては98.4%で完了となる。未達や未回答者には今後、現地確認・電話確認を行う。)	
	(3,678)	(2,127)	(57.8)	(令和3年3月)	(平成28年)		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（3/5）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
東京事業対象地域	千葉県	104 船橋市	1,869	1,635	87.5	令和2年3月	平成26年	
			(1,869)	(1,527)	(81.7)	(令和2年3月)	(平成26年)	
	千葉県	111 柏市	1,620	1,341	82.8	令和3年3月	平成28年	
			(1,711)	(1,245)	(72.8)	(令和3年3月)	(平成28年)	
	東京都	013 東京都	67,463	55,515	82.3	平成27年9月	令和3年3月	P協データのうち、都が把握していない事業者(約10,000件)に対してアンケート調査を実施予定(独自の調査として別表に整理)
			(67,463)	(55,515)	(82.3)	(令和3年3月)	(平成26年)	
	東京都	109 八王子市	2,647	1,944	73.4	令和3年3月	(平成26年)	回答済事業者についても再調査を行ったため、前回よりも調査対象数が増え、進捗率が下がった。
			(2,549)	(2,205)	(86.5)	(令和3年3月)	(平成26年)	
	神奈川県	014 神奈川県	13,951	10,398	74.5	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(13,990)	(9,410)	(67.2)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	神奈川県	056 横浜市	13,680	8,390	61.3	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(14,572)	(6,301)	(43.2)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	神奈川県	057 川崎市	5,202	3,466	66.6	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(4,811)	(2,737)	(56.9)	(令和3年3月)	(平成26年)	
	神奈川県	058 横須賀市	1,260	840	66.7	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(1,260)	(840)	(66.7)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	神奈川県	098 相模原市	2,854	2,206	77.3	令和2年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(2,854)	(2,206)	(77.3)	(令和2年10月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(調査対象事業者数を改めて精査したところ、前年度の数値に誤りがあった。今年度分が正しい数値。)
豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県	19,249	15,521	80.6	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(19,158)	(14,476)	(75.5)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	静岡県	062 静岡市	5,008	4,275	85.4	令和3年7月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(2,774)	(2,070)	(74.5)	(令和3年7月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	静岡県	063 浜松市	5,146	4,488	87.2	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(5,146)	(4,480)	(87.1)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
岐阜県	021 岐阜県	14,603	11,934	81.7	令和3年3月	平成26年		
		(13,572)	(11,352)	(83.6)	(令和3年3月)	(平成26年)		
岐阜県	061 岐阜市	2,803	2,701	96.4	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加	
		(2,803)	(2,680)	(95.6)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加)	
愛知県	023 愛知県	064 名古屋市	27,874	21,198	76.0	令和2年6月	平成26年	
			(27,874)	(20,831)	(74.7)	(令和2年6月)	(平成26年)	
	090 豊田市	9,931	8,602	86.6	令和4年1月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(9,335)	(5,702)	(61.1)	(令和3年3月)	(平成26年)	(早期処理連絡会にて修正)	
	096 豊橋市	2,787	2,787	100.0	平成30年4月	平成26年に平成28年の一部を追加		
(2,787)		(2,787)	(100.0)	(平成30年4月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
105 岡崎市	2,198	2,154	98.0	令和3年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	(経済センサスで総従業員数20人以上の事業者について調査を行っている。詳細については独自の調査として別表に整理)		
	(2,238)	(2,029)	(90.7)	(令和3年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(経済センサスで総従業員数20人以上の事業者について調査を行っている。詳細については独自の調査として別表に整理)		
三重県	024 三重県	1,235	1,225	99.2	令和3年3月	平成26年		
		(1,235)	(1,167)	(94.5)	(令和3年3月)	(平成26年)		
三重県	024 三重県	12,774	11,756	92.0	令和2年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理)	
		(12,774)	(11,028)	(86.3)	(令和2年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理))	

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（4/5）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
滋賀県	025 滋賀県	8,558 (8,558)	7,570 (7,287)	88.5 (85.1)	令和2年5月 (令和2年9月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
	115 大津市	1,307 (1,315)	1,210 (1,068)	92.6 (81.2)	令和2年3月 (令和2年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
京都府	026 京都府	3,251 (3,251)	2,215 (2,215)	68.1 (68.1)	令和2年9月 (令和2年9月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
	065 京都市	3,761 (3,731)	2,542 (2,534)	67.6 (67.9)	令和2年3月 (令和2年3月)	平成28年 (平成28年)	
大阪府	027 大阪府	16,871 (16,871)	7,058 (7,058)	41.8 (41.8)	平成30年3月 (平成30年3月)	平成26年 (平成26年)	未回答又は未達事業所については、H29年度調査対象に含まれる。また、H29年度調査の未回答事業所に最終通知実施。 ※H29年度に経済センサス（平成26年度）に基づく従業員10名以上の事業者（22,500件）に対し調査を実施（独自の調査として別表に整理）
	066 大阪市	23,535 (23,535)	22,788 (22,788)	96.8 (96.8)	令和2年9月 (令和3年3月)	平成26年 (平成26年)	大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基づく事業者（9,826件）を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理） (大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基づく事業者（9,826件）を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理）)
067 堺市	3,494 (3,495)	3,131 (3,095)	89.6 (88.6)	令和2年9月 (令和2年9月)	平成26年 (平成26年)		
068 東大阪市	4,392 (4,552)	3,088 (1,740)	70.3 (39.6)	令和元年7月 (令和2年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)		
106 高槻市	719 (801)	719 (607)	100.0 (75.8)	令和2年3月 (令和2年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)		
120 枚方市	1,623 (1,624)	1,411 (1,412)	86.9 (86.9)	令和2年5月 (令和2年6月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)		
118 豊中市	802 (797)	593 (593)	74.4 (74.4)	令和3年2月 (令和3年2月)	平成26年 (平成26年)		
126 八尾市	2,166 (1,850)	1,307 (1,307)	60.3 (70.6)	令和3年3月 (令和2年3月)	平成26年 (平成26年)	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件）に対する調査を実施（独自調査として別表に整理） (経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件）に対する調査を実施（独自調査として別表に整理）)	
	133 寝屋川市	832 (—)	832 (—)	100.0 (—)	平成30年3月 (—)	平成26年 (—)	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所に対する調査を実施（独自調査として別表に整理）

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（5/5）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

	自治体名	調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪事業対象地域	兵庫県	028 兵庫県	14,399 (13,923)	8,502 (8,502)	59.0 (61.1)	令和2年2月 (令和元年12月)	平成28年 (平成28年)	
		069 神戸市	8,470 (8,595)	8,155 (8,122)	96.3 (94.5)	令和2年4月 (令和2年10月)	平成26年 (平成26年)	
			070 姫路市	3,556 (3,556)	3,440 (3,440)	96.7 (96.7)	令和元年7月 (令和元年6月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)
		071 尼崎市	1,737 (1,735)	1,603 (1,602)	92.3 (92.3)	令和元年10月 (令和2年4月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	独自調査として別表に整理 (独自調査として別表に整理)
			099 西宮市	2,217 (2,130)	2,130 (2,130)	100.0 (100.0)	平成30年3月 (平成30年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)
		127 明石市	1,039 (1,042)	1,039 (926)	100.0 (88.9)	令和2年3月 (令和2年3月)	平成28年 (平成28年)	
			029 奈良県	5,764 (5,764)	5,764 (5,601)	100.0 (97.2)	平成31年3月 (平成31年3月)	平成26年 (平成26年)
	102 奈良市	1,352 (1,352)		1,352 (1,352)	100.0 (100.0)	令和元年12月 (平成31年3月)	平成28年度 (平成28年度)	従業員数5名以上の事業所(3953件)に対する 調査を実施(独自調査として別表に整理) (従業員数5名以上の事業所(3953件)に対す る調査を実施(独自調査として別表に整理))
		和歌山県	030 和歌山県	3,363 (3,363)	3,237 (3,181)	96.3 (94.5)	令和2年3月 (平成31年3月)	平成26年 (平成26年)
	072 和歌山市			2,127 (2,312)	1,977 (1,767)	92.9 (76.4)	令和2年 (令和2年3月)	平成26年 (平成26年)

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（1/3）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考		
北海道	001 北海道	—	—	—	—	経済センサスを使用した安定器調査に変圧器・コンデンサの有無を確認する項目を設けているが、明確な集計は行っており、今年度は不実施と記入。(作業中)		
		(40,000)	(—)	(—)	(令和2年3月)	(経済センサス)		
	050 旭川市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	051 札幌市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(経済センサスデータを用いて調査した結果は自家用電気工作物リストの調査結果内容に含めた。)	
青森県	002 青森県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	108 青森市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	122 八戸市	—	—	—	令和2年3月	—	P協データ、電事法届出リストについて今後調査予定。	
岩手県	003 岩手県	1,390	1,155	83.1	令和3年3月	経済産業省提供の使用及び廃止リスト		
		(1,454)	(745)	(51.2)	(令和3年3月)	(経済産業省提供の使用及び廃止リスト)		
	110 盛岡市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	004 宮城県	1,448	1,448	100.0	平成16年5月	P協データ		
	054 仙台市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	秋田県	005 秋田県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		086 秋田市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	山形県	006 山形県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		130 山形市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	福島県	007 福島県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
087 郡山市		—	—	—	—	—	今後P協データを活用し、電話調査と訪問調査を実施する予定。	
094 いわき市		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
124 福島市		—	—	—	令和3年6月	—	P協データによる掘り起こし調査を検討中	
008 茨城県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
栃木県	009 栃木県	2,000	—	—	—	—	P協データを基に、電話確認・現地調査等を実施予定	
	084 宇都宮市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
群馬県	010 群馬県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	114 前橋市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	116 高崎市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
新潟県	015 新潟県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	059 新潟市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
山梨県	019 山梨県	797	—	—	令和4年3月	P協データを基に、アンケート調査・現地調査等を実施予定		
	132 甲府市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
富山県	016 富山県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	085 富山市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
石川県	017 石川県	46	46	100.0	平成28年11月	地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会)		
		(46)	(46)	(100.0)	(平成28年11月)	(地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会))		
060 金沢市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
福井県	018 福井県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	131 福井市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
長野県	020 長野県	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	095 長野市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（2/3）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
		101 さいたま市	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
		103 川越市	—	—	—	—	—	
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
	121 越谷市	—	—	—	—	—		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
	125 川口市	—	—	—	令和3年3月	—	P協データによる掘り起こし調査を検討中	
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	千葉県	012 千葉県	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
		055 千葉市	693	—	—	令和3年8月	今後、P協データを使用して現地訪問をする予定	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	104 船橋市	—	—	—	—	—	今後、P協データを使用しての現地訪問を検討中	
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	111 柏市	—	—	—	—	—		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	東京都	013 東京都	10,000	—	—	令和3年9月	P協データのうち、都が把握していない事業者（約10,000件）に対してアンケート調査を実施予定	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
109 八王子市	314	—	—	令和3年3月	P協データのうち、JESCO登録のない事業者（約314件）に対してアンケート調査を実施予定			
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
神奈川県	014 神奈川県	—	—	—	—	—		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	056 横浜市	—	—	—	—	—		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	057 川崎市	—	—	—	—	—		
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
058 横須賀市	—	—	—	—	—			
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
098 相模原市	—	—	—	令和2年10月	—	P協データによる掘り起こし調査を検討中		
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		062 静岡市	—	—	—	—	—	
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	063 浜松市	—	—	—	—	—		
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	岐阜県	021 岐阜県	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	061 岐阜市	—	—	—	令和3年9月	—	P協データによる掘り起こし調査を検討中	
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
	愛知県	023 愛知県	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		064 名古屋市	—	—	—	—	—	
(—)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
090 豊田市		—	—	—	—	—		
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
096 豊橋市	2,182	1,601	73.4	令和2年3月	経済センサスで総従業者数20人以上の事業者			
(2,616)	(1,939)	(74.1)	(平成31年3月)	(経済センサスで総従業者数20人以上の事業者)				
105 岡崎市	—	—	—	—	—			
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)			
024 三重県	1,200	1,200	100.0	平成25年3月	電気絶縁物処理協会による調査を完了			
(1,200)	(1,200)	(100.0)	(平成25年3月)	(電気絶縁物処理協会による調査を完了)				

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（3/3）

上段：令和元年6月時点、下段：平成30年12月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
滋賀県	025 滋賀県	—	—	—	—	—	
	115 大津市	—	—	—	—	—	
京都府	026 京都府	—	—	—	—	—	
	065 京都市	—	—	—	—	—	
大阪府	027 大阪府	21,900	21,900	100.0	平成30年3月	経済センサー基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者 ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	・H29.12月に未回答事業所約9,300件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。 (・H29.12月に未回答事業所約9,300件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。)
		(21,900)	(21,900)	(100.0)	(平成30年3月)	(経済センサー基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者 ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施)	
	066 大阪市	9,826	—	—	—	自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース (PCB特指法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース) を基にフォローアップ調査を実施。	※進捗状況等は、「1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査」のとおり
		(9,826)	(—)	(—)	(—)	(自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース (PCB特指法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース) を基にフォローアップ調査を実施。)	
	067 堺市	—	—	—	—	P協データ及び電気事業法データの確認を行い、立入調査等を実施予定	
	068 東大阪市	—	—	—	—	—	
	106 高槻市	—	—	—	—	—	
	120 枚方市	—	—	—	—	—	
	118 豊中市	—	—	—	—	—	
	126 八尾市	1,963	1,257	64.0	令和3年3月	経済センサーに基づく従業員10名以上の事業所 (1,963件) ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	
(1,963)		(1,257)	(64.0)	(令和3年3月)	(経済センサーに基づく従業員10名以上の事業所 (1,963件) ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施)		
133 寝屋川市	1,502	1,502	100.0	平成30年3月	経済センサーに基づく従業員10名以上の事業所		
	3,000	0	0.0	令和2年10月	家屋課税台帳に基づく調査を実施予定		
028 兵庫県	—	—	—	—	—		
兵庫県	069 神戸市	1,719	—	—	令和2年4月	P協データのうち、JESCO登録のない事業者 (1719件) に対してアンケート調査を実施予定	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	070 姫路市	—	—	—	—	—	
	071 尼崎市	74	54	73.0	令和元年10月	P協データを精査して、調査を実施。アンケート調査ではなく、立入調査。	
		(2,732)	(—)	(—)	(令和2年4月)	(電気絶縁物協会等のリストを用いて、現在まで調査した内容を含め、リストを精査し立ち入り調査を中心にPCB含有機器の有無について行う予定。)	
099 西宮市	—	—	—	—	—		
127 明石市	—	—	—	—	—		
奈良県	029 奈良県	1,004	—	—	令和2年7月	令和元年度、P協データを用いた調査を実施予定。	
		(1,047)	(—)	(—)	(令和2年3月)	(H31年度にP協データを用いた調査を実施予定。新たに把握された事業者に対し、最終通知を送付予定。)	
	102 奈良市	3,609	3,609	100.0	令和元年12月	従業員数5名以上の事業所 (3953件) 住所が確認できなかった事業者数344件	
(3,609)		(3,609)	(100.0)	(令和元年10月)	(従業員数5名以上の事業所 (3953件) 住所が確認できなかった事業者数344件)		
和歌山県	030 和歌山県	29	29	100.0	平成28年3月	市町村 (和歌山市を除く)	
	072 和歌山市	(29)	(29)	(100.0)	(平成28年3月)	(市町村 (和歌山市を除く))	

2. 変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査の効果について

(1) 掘り起こし調査に使用した情報源について

(※) 各自治体が調査対象者選定時に使用した情報源を I、1、(1) の表に示す。

平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストのみを使用し、平成 28 年度提供のリストを使用しなかった自治体は 29 自治体であった。これらの自治体が平成 28 年度提供のリストを使用しなかった主な理由は以下のとおりである。

- ・ 平成 26 年から新たに PCB 廃棄物を保有する事業者が存在するとは考えられず、平成 26 年度提供データで対象事業者は網羅されていると判断したため。
- ・ 平成 25 年度に環境省と連携してモデル調査を実施しているため、平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用している。
- ・ すでに掘り起こし調査を開始していたため。(ただし、参考情報としては利用)
- ・ 本県では、平成 27 年度に掘り起こし調査を実施したため、平成 26 年度提供のリストのみを使用した。平成 28 年度提供のリストを使用した補完的な調査については、他県の状況を参考にして検討したい。
- ・ 調査対象が膨大すぎ、収集がつかないと判断したため。また、予算の確保もできない。
- ・ 平成 26、27 年度に自家用電気工作物設置者リストに基づく掘り起こし調査をした上で、平成 29 年度に経済センサスデータに基づく掘り起こし調査を実施したため。
- ・ 本年度、平成 28 年度提供のデータを使用して調査を 9 月より実施する予定。
- ・ 平成 28 年度リストと平成 26 年度リストで事業場間の紐付けができない。
- ・ 平成 28 年度リストでは自家用電気工作物設置者等の名称や設置場所に一部抜けがある。

(2) 掘り起こし調査の方法について

掘り起こし調査は、基本的にマニュアルに基づいて行われているが、除外率の低減及び回答率の向上に向け、各自治体で独自の工夫が行われている。各調査段階における工夫内容を下記に記す。

① 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 調査対象者数が膨大であり、調査を効果的かつ効率的に行う必要があることから、民間が所有する専門的かつ高度な業務実施能力を活用するため、公募型プロポーザル方式により調査委託業者を決定した。
- ・ 民間業者の所有する情報やノウハウを活用し、調査の必要性等を広く周知するとともに、調査票を回答しやすい内容にするなどの工夫をすることにより、高い回答率が得られた。
- ・ 経済産業省の所有しているリストに掲載されているが、PCB 特措法に基づく届出を行っていない事業者には、確認等を実施している。
- ・ 調査票を簡素化し、パンフレットを作成するなどした。また、電気保安協会電気技術者協会への協力を依頼した。

- ・ 封筒に県からの重大なお知らせがある旨を印刷し対象者への注意喚起を行った。
- ・ 調査票の作成段階から保安協会や電気技術者協会などの電気主任技術者と相談しながら進めた。
- ・ 調査票をカラーとした。
- ・ 調査にあたっては、多くの事業所を持つ企業について集約回答を依頼する、電話による督促を行う等、回答率向上に努めた。
- ・ アンケート調査前に保安協会等へ、調査実施について通知し、電気主任技術者への協力をお願いした。
- ・ 支店、フランチャイズ店舗等について、本社・本店での一括回答を依頼した。
- ・ 県主催及び他団体主催の講習会等による周知
- ・ 商工団体等の広報誌による周知
- ・ 回答率を上げるため、回答の返信先を委託業者ではなく県庁担当課あてにした。
- ・ PCB含有の有無を判定するフローチャートを添付して行った。
- ・ 様式一号(一) 提出事業者に対する、毎年6月末の届出提出案内にチラシを同封。
- ・ 一斉発送ではなく、毎週一定数の調査表を発送し、対象を絞ったフォローアップを実施
- ・ 全課体制で、課内5名で各自の担当の地区を決めて調査した。
- ・ 送付用封筒のラベルに「電気主任技術者にご確認ください」といった文言を記載し、電気主任技術者等の自家用電気工作物の知見がある者に封筒が届くよう工夫した。
- ・ 保安協会に委託し、保安協会の顧客へは点検時等に調査票を手渡し・説明するとともに、直接回収することで回収率の向上を図った。
- ・ 市の広報誌にてアンケート調査の周知を行った。
- ・ 電気保安協会から変圧器等の製造情報について、情報提供の協力をお願いした。

② 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 民間業者のノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により調査委託業者を決定した。
- ・ キュービクル内に設置されているなど、停電が必要な事業場を確認する際には電気主任技術者と一緒に確認している。
- ・ フォローアップ調査に際しては、電気主任技術者の協力依頼や電機設備台帳の確認等を行い、事業者が電気工作物への知識が不足していたケースなどに対応した。
- ・ 保安協会、電気主任技術者協会に協力をお願いした。
- ・ 電話により回答を依頼した上で、調査票を再送付した。また、複数回未回答となっている事業所には、各地区にある環境管理事務所が訪問する等、回答率向上に努めた。
- ・ 保管事業場自身では電気機器を把握していない場合に、県が、電気保安関係者に連絡して詳細を確認してもよいか、回答票に、○×を記載してもらう欄を設けた。
- ・ 電話番号が確認できた事業者には、最低1回架電し、回答を求めた。
- ・ 業者に委託し、相手方と連絡がとれない場合は、現地訪問をするよう委託した。
- ・ 電気主任技術者、商工会議所等の団体を参集し、調査への協力等を依頼した。

- ・ 高濃度PCB廃棄物を保管している可能性があるという回答した事業者への現地調査について、事前に保安協会や電気管理技術者協会へ連絡し、顧客からの求めに応じて、電気主任技術者の立会い等の協力を依頼した。
- ・ 調査票を2回以上送付しても回答がない事業所は、職員が電話をかけて聞き取りを行うと共に、事業者に了解を得て電気主任技術者に対して聞き取りやアンケートの記入を依頼した。
- ・ 「不明」と回答している事業者について、未だ不明の場合においても法に基づく届出を毎年提出するよう促し、その後の検査状況等を把握するため調査を実施した。
- ・ 管理者を聞き取り、こちらから管理者に対して直接連絡をとった。
- ・ 事業者を直接訪問し、疑問に答えながら本調査の依頼を行い、電気保安会社へ委託している事業者に対しては、直接市から問い合わせを行う承諾を求めた。
- ・ 掘り起こし調査からフォローアップ調査への移行を直ちに行った。未回答事業者について、対応が早い方が効果的であると考えたため。
- ・ 訪問した際、その場で電気保安法人に電話してもらい、回答の聞き取りを行った。
- ・ 未回答者に対し、本市建築部局から情報を入手して所在確認を行った他、保管施設の種類により関係課に問い合わせた。例えば、その保管施設がドラッグストア等の場合は保健所職員に確認を行った。
- ・ 現地確認を行い、接触できた際は調査票を手渡しした。
- ・ 電話回答を認めた。
- ・ 封筒の色を目立つ色として郵送を行った。

③ 未達事業者の連絡先調査の方法について

未達事業者に対する連絡先調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 未達事業者に係る建物登記情報を入手して所在確認を行った上で、出先機関職員による現地訪問を行っている。
- ・ 基本的には振興局職員による現地訪問を実施しているが、公的機関が所有する物等については、電話による確認等も行っている。
- ・ 保健所職員による所在確認、現地訪問を行った。
- ・ 地図情報会社の情報等を活用し現地調査を行った。
- ・ 現地訪問の結果、無人の施設で古い電気設備が残っているおそれのあるものについては、関係者を調査して電気設備の確認を行った。
- ・ 建物の管理者に渡してくれるよう、封筒の表に記載したうえで、テナント宛てに送付した。
- ・ 未達だが地図上では存在する事業所については現地確認を行った。
- ・ ビルの張り紙や聞き取り調査等から管理会社を割り出し、再送するようにした。

④ 連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法としては、未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法と同様に、アンケート調査、電話調査、はがきによる調査に加え、現地調査（訪問調査）が採用されており、回収率の向上には現地調査（訪問調

査) が有効であると考えられる。

未達事業者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 連絡先が確認できた未達事業者については、まずは電話で状況を確認し、必要に応じて立入検査を行っている。
- ・ 保健所職員による訪問調査を行ったことで、調査方法や不明点等をその場で回答し、指導まで行えたため回答率がかなり向上した。
- ・ 職員による現地訪問を行い、対象機器等の説明を行った。
- ・ 電話による督促を複数回行った。
- ・ 県職員が現地訪問を行い、PCB 廃棄物の処分期間や調査の必要性を説明したところ回答をいただいた。
- ・ 電話調査や登記簿情報取得による調査票再送により、回答率が向上した。
- ・ 内容を簡略化し、往復はがきによる回答を求めた。
- ・ WEB 検索により判明した、竣工年月が S 52 年 3 月以降の事業所は、調査済みとした。
- ・ 送付前に事前に電話連絡を行い、調査の趣旨等を説明した上で調査票を送付した。
- ・ 訪問した際、その場で電気保安法人に電話してもらい、回答の聞き取りを行った。

⑤ 保安協会や産業保安監督部、電気主任技術者と連携した事例

- ・ 電気保安協会に協力を要請し、協会の会員に掘り起こし調査の実施について周知した。
- ・ 電気保安協会の講師により、電気保安協会の研修施設にてトラコン・安定器・キュービクル等の実物の見学や講義を実施した。
- ・ 掘り起こし調査チラシに電気保安協会の名称を記載した。
- ・ 訪問調査については、電気主任技術者から電機設備台帳や既調査結果の提供等を受け、効率的に調査を行った。
- ・ 保安協会や電気主任技術者が立会し、電気事業法に基づく台帳等を確認し、型式等を確認した。
- ・ 調査票の作成段階から保安協会や電気技術者協会などの電気主任技術者と相談しながら進めた。
- ・ 電気主任技術者の勉強会に講師として参加した。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を保管している可能性があるという回答した事業者への現地調査について、事前に保安協会や電気管理技術者協会へ連絡し、顧客からの求めに応じて、電気主任技術者の立会い等の協力を依頼した。
- ・ 保安協会へ、未回答事業者の内、保安協会の顧客に対して回答を督促するよう依頼した。
- ・ 聞き取りやアンケートの回答を電気主任技術者から直接もらえるようにした。
- ・ 点検日に合わせて同行訪問調査による PCB 含有機器や濃度不明機器の把握及び、採油等濃度検査への協力
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体に事前に調査の協力依頼をすることにより、団体の会議やホームページで周知を図ってくれた。
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体が主催する講習会で産業保安監督部、自治体、JESCO

が説明することにより、周知・広報の効果があつた。

- ・ 調査対象者が調査を渋る場合や解体等が予定され早急に調査を要する場合に、調査対象者（自家用電気工作物の所有者）の了解を得て、保安協会が保有する機器管理台帳から PCB 含有機器の情報を提供してもらつた。
- ・ 掘り起こし調査への回答がない対象者のうち、電気保安協会の顧客である事業者に対し、電気保安協会に調査を委託し、回答を得ることができた。
- ・ 電気保安協会から変圧器等の製造情報について、情報提供の協力をお願いした。
- ・ 立入調査の立合いの協力をお願いした。
- ・ 届出等の提出に来た電気主任技術者に対し、必要に応じ啓発パンフレット等を渡し、周知を依頼した。
- ・ 取引のある事業者の PCB 含有電気機器の保有の有無調査を依頼した。

(3) 掘り起こし調査の結果について

① 掘り起こし調査にて新たに発見された高濃度 PCB 使用機器について

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない高濃度 PCB 使用機器の保有（保管・使用）が新たに発見された件数及び機器数を以下に示す。

自治体名	変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査結果				
	掘り起こされた 件数	保管中 変圧器(台数)	使用中 変圧器(台数)	保管中 コンデンサー(台数)	使用中 コンデンサー(台数)
001 北海道	—	—	—	—	—
002 青森県	—	—	—	—	—
003 岩手県	58	19	6	95	3
004 宮城県	870	—	—	—	—
005 秋田県	66	26	48	28	26
006 山形県	—	—	—	—	—
007 福島県	—	—	—	—	—
008 茨城県	153	—	—	—	—
009 栃木県	49	8	5	39	6
010 群馬県	—	—	—	—	—
011 埼玉県	397	—	—	—	—
012 千葉県	156	44	53	294	244
013 東京都	676	24	13	990	105
014 神奈川県	90	13	56	61	39
015 新潟県	—	—	—	—	—
016 富山県	37	3	2	61	4
017 石川県	9	1	1	10	32
018 福井県	141	47	169	55	107
019 山梨県	53	17	6	34	9
020 長野県	100	20	30	20	30
021 岐阜県	118	32	40	59	104
022 静岡県	97	4	2	73	16
023 愛知県	190	—	—	—	—
024 三重県	79	0	0	80	18
025 滋賀県	288	—	—	—	—
026 京都府	8	1	1	10	6
027 大阪府	340	70	80	1970	90
028 兵庫県	3	—	—	3	—
029 奈良県	—	—	—	—	—
030 和歌山県	69	19	44	10	4

自治体名	変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査結果				
	掘り起こされた 件数	保管中 変圧器(台数)	使用中 変圧器(台数)	保管中 コンデンサー(台数)	使用中 コンデンサー(台数)
050 旭川市	—	—	—	—	—
051 札幌市	—	—	—	—	—
052 函館市	9	0	2	7	3
054 仙台市	37	7	1	127	2
055 千葉市	13	1	10	8	7
056 横浜市	26	1	2	26	4
057 川崎市	42	36	28	13	1
058 横須賀市	8	8	0	8	3
059 新潟市	—	—	—	—	—
060 金沢市	1	0	0	6	0
061 岐阜市	29	0	0	18	17
062 静岡市	113	—	—	—	—
063 浜松市	153	2	0	48	0
064 名古屋市	—	—	—	—	—
065 京都市	—	—	—	—	—
066 大阪市	960	57	135	180	83
067 堺市	66	8	0	91	5
068 東大阪市	—	—	—	—	—
069 神戸市	298	3	0	59	13
070 姫路市	56	17	25	40	32
071 尼崎市	106	13	0	34	0
072 和歌山市	55	5	3	35	15
084 宇都宮市	34	0	0	43	17
085 富山市	—	—	—	—	—
086 秋田市	1	1	0	0	0
087 郡山市	51	7	2	28	4
090 豊田市	17	0	7	16	2
094 いわき市	42	0	2	11	2
095 長野市	38	9	72	23	20
096 豊橋市	15	3	1	10	3
098 相模原市	—	—	—	—	—
099 西宮市	4	0	0	7	0
101 さいたま市	103	4	33	27	37
102 奈良市	—	—	—	—	—
103 川越市	10	0	0	34	0
104 船橋市	16	0	0	20	0
105 岡崎市	2	0	0	0	2
106 高槻市	0	0	0	0	0
108 青森市	5	0	0	12	0
109 八王子市	13	0	0	25	0
110 盛岡市	8	1	0	6	3
111 柏市	26	6	3	136	7
114 前橋市	—	—	—	—	—
115 大津市	8	0	0	6	2
116 高崎市	52	0	0	134	0
118 豊中市	—	14	14	23	13
120 枚方市	32	5	21	14	12
121 越谷市	21	1	4	16	7
122 八戸市	12	1	5	6	3
124 福島市	—	—	—	—	—
125 川口市	40	6	10	37	16
126 八尾市	—	—	—	—	—
127 明石市	—	—	—	—	—
130 山形市	—	—	—	—	—
131 福井市	33	0	0	33	0
132 甲府市	0	—	—	—	—
133 寝屋川市	—	—	—	—	—
計	2555	216	380	1367	335

② 高濃度 PCB 使用機器が発見された場所について

掘り起こし調査により高濃度 PCB 使用機器が発見された場所は、電気室、キュービクル及び倉庫が多かったが、これ以外の場所についても発見された事例があり、参考事例として以下に示す。

- ・ 屋根の上
- ・ 屋外
- ・ 電柱上

③ 高濃度 PCB 使用機器が発見された場所や設備で見落としがちな所について

高濃度 PCB 使用機器が発見された場所や設備で見落としがちな所について、各自治体及び関係団体より得られた事例を、参考事例として以下に示す。

- ・ 前建物所有者が使用していたキュービクルなど
- ・ 過去に自家用電気工作物を設置していた場所（既に廃業済み）
- ・ 所有者が不明な廃ホテル
- ・ 鉄工所等で使用されている溶接機に附属しているコンデンサに PCB が使用されている事例がある。
- ・ 大学の実験設備
- ・ 受電設備の配電盤
- ・ 山中にある私有地の引き込み電柱
- ・ 倉庫内など受電設備付近ではない建屋に存在することがある。
- ・ エレベーター設備、レントゲン設備等の受電設備以外の場所や設備
- ・ 倉庫、電気室等

④ 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

掘り起こし調査で有効であったと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ プロポーザル方式により調査委託業者を決定することにより、民間業者が所有する情報やノウハウやデータベースを活用することで、調査を効果的かつ効率的に実施することができた。
- ・ 自家用電気工作物については、電気主任技術者が設置されているため、調査の協力を依頼することで回答の精度や速度が上昇した。
- ・ 督促電話で回答を得る。担当窓口を確認してから調査票を発送する。
- ・ 調査対象事業者に、PCB に関する知識のない方が多く、調査票を送付しても未回答となる場合が多いため、電気設備を管理する電気保安法人に掘り起こし調査への協力を依頼することが大切である。（電気保安法人の電気主任技術者が集まる会議において調査への協力を依頼する、主要な電気保安法人へ委託して掘り起こし調査を実施する、などが有効である。）
- ・ フォローアップで未回答事業者に回答督促電話をするとともに、電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。

- ・ 事業者には調査方法を記載させることで、回答の精度が向上した
(例：調査時期：○年○月 調査実施主体：①自社 ②他社(○社) ③その他)
- ・ 調査票自体は簡素化し、あとで電話確認、現地調査を行った方が回答率はもちろん、回答精度もあがる。
- ・ 電気保安に関係する協会の他、様々な団体を集め、連絡会等を実施し調査等の協力を要請したところ、協会内で調査や取りまとめ等を実施した例があり、処理が促進するなど効果があった。
- ・ 調査票に建物の建築年月の記入欄を設けることで、回答者の判断ミスを防ぐことができた。(昭和 52 年 3 月以前の建物かどうかを問う質問だと、間違えて回答されることが散見されていた)
- ・ PCB の含有が不明であると回答する事業者が多いため、調査票の不明の項目を「分析が必要な不明」と「銘板未確認の不明」に分ける、不明な機器の製造年や型番などの記入欄を設けるなど、どういう理由で PCB の含有が不明な機器なのかが分かる項目を設け、後のフォローが容易になるように工夫した。
- ・ 掘り起こし調査専用のホームページの作成
- ・ 県独自で作成したチラシ(別添)を同封することで、アンケート回収率が向上したと考えられる。
- ・ 未達事業者について全て現地訪問調査を実施することで、送付先の確認を行うことができた。
- ・ 掘り起こし調査アンケートに電気主任技術者の名前と連絡先を記入できるようにすることで、電気主任技術者に任せることができ、調査に対する心理的負担を軽減できたと思われる。
- ・ 往復はがきを利用することで、情報を最小限に抑えられ、回答率の向上に役立ったと思われる。
- ・ 建物登記情報から建築年を確認し、高濃度機器の所有可能性を絞り込んだことで、効率的に掘起し調査を実施できた。
- ・ 未達事業者に対する調査においては、過去の住宅地図に記載されている情報の変遷を調べることで、追跡ができた。
- ・ 過去に届出があった事業者は現地訪問し説明すると、届出・処理まで理解を得られやすい。
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体に事前に調査の協力依頼をしておく、苦情が少なかった。
- ・ 電気主任技術者向けの講習会等で説明することにより、周知・広報の効果があった。
- ・ 本市独自の A4 で 1 枚ものの回答用紙を作成し、回答を得られやすいようにした。また、提出方法を FAX でも可能にした。
- ・ 建物建築年度を回答させ、昭和 52 年 4 月以降に建設された建物については高濃度 PCB 廃棄物の保管・使用の可能性は低いとして調査の効率化を図った。
- ・ 過去から JESCO の登録申請書の記載補助等はしていたが、JESCO と合同で立ち入り調査することで登録申請が円滑に進んだ。
- ・ フォローアップ調査時に電気保安会社から直接聞き取りを行う旨事業者から理解を得たこと。

- ・ 平成 28 年度に提供を受けたリストに記載されている事業者のうち、住宅地図と航空地図を活用して平成 27 年度以降に新築された建物や太陽光発電設備だと判明した場合は、P C B 廃棄物等を保有している可能性が低いことから、調査効率向上のため調査対象から除外した。
- ・ 対象である建物が分からないという問い合わせが多かったため、調査票に対象となる建物を記載しておく等の工夫が必要である。(特に複数の建物を管理している事業所)
- ・ 自治体職員の訪問による督促
- ・ 新旧ブルーマップの比較による未達事業所調査
- ・ P 協データ掲載住所の変換 (旧住所⇒新住所)
- ・ 未回答、未達事業者についてゼンリン地図を参考にし、平成 6 年以降に建替えられた建物を除外することで、調査の効率化を図った。
- ・ 電気保安協会から市に変圧器等の製造情報について、情報の提供を受けたことで、市で直接に P C B 使用電気機器を確認することができ、届出や処分の指導を効率的に行うことができた。
- ・ 掘り起こし調査専用のホームページの作成

⑤ 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 調査対象者の中には P C B 廃棄物の処理の必要性等で認識が薄く、調査の必要性等を広く周知する必要がある。今後は保管事業者の処理促進に向けて、行政による立入調査等がより一層本格化することから、P C B 掘り起こし調査等も含め P C B 廃棄物についての広報を広く行う必要がある。
- ・ 一部の電気主任技術者において PCB に対する認識不足が見られた。
- ・ 電気事業法に基づく使用中機器の PCB 確認が進んでいない。
- ・ 電話連絡が不可能な事業者に対する確認方法
- ・ 自家用電気事業者設置事業者リストのほか、J E S C O から提供のあった P 協台帳データを活用して調査対象者リストを作成することで、一度に使用中の事業者のほか、過去の廃業事業者に対して網羅的な掘り起こしが行える。
- ・ 電気技術者に対し、使用製品についても PCB 分析調査を進めてもらい、届出等についても指導していただきたい。
- ・ 高濃度 P C B 有無の判断は、電気主任技術者が銘板等から対応できるが、低濃度か非 P C B かの判断には、分析等が必要なため、電気主任技術者も助言が及ばず、また、調査の回答に支障が生じている。
- ・ リストに届出年月日の情報がないので、調査対象が絞れないので、改善が望まれる。
- ・ リストに電気主任技術者情報がないので、指導対象が絞れないので、改善が望まれる。
- ・ 濃度不明機器に対する対応が困難である。(分析を行わなければ判明しない場合、対応されにくい。)

- ・ 平成 26 年度、平成 27 年度に、3 地域に分けて調査を実施するにあたり、調査票を地域ごとに異なる様式にしたため、集計に苦慮した。集計のアウトプットを事前に指示いただきたい。
- ・ 提供データの住所登録が古く、更新が困難であった。
- ・ 届出の日付だけでもわかれば、調査対象の精査が容易になったのではないか。
- ・ 調査票に「不明」の欄を設けたことで回収率は上がったと思われるが、あまりにも「不明」の回答が多かったことから、質の高い回答を求めるための工夫が必要だったと思われる。
- ・ (財)電機絶縁物処理協会や自家用電気工作物設置届の情報鮮度が悪く、対応に苦慮している
- ・ 電力会社が保有する自家用電気工作物設置者との契約情報を利用すれば、調査精度が向上したのではないか。
- ・ 電気主任技術者が保持する電気機器情報や保管情報を利用すれば、調査精度が向上したのではないか。
- ・ 調査開始時の電気主任技術者との連携が悪く、調査終盤になり、ようやく協力関係が構築できた。
- ・ 自家用電気工作物設置者リストには調査の必要がない設置年の新しいものが含まれていた。
- ・ 保管中の機器について、電気主任技術者による発見の協力依頼を十分にできていない。
- ・ 業者委託による電話でのフォローアップ調査について、回答が芳しくない。民間企業による調査への抵抗が考えられる。(業務委託実施時に電話回答拒否であった事業者であっても、後からの自治体職員の電話調査には難なく応じるケースが多々あり。)
- ・ 掘り起こし調査対象は、使用中含め低濃度 PCB 疑いの電気機器だけが該当する場合がほとんど。取り外し機器の有無・電気機器の製造年・建物の建築年等の情報から、高濃度 PCB 保有の可能性が高い事業者を優先し時間を掛けた方が良い。
- ・ 建物は現存しているものの、廃墟等で連絡が取れない事業者が存在しており、取扱いに苦慮している。
- ・ 現在コンデンサー等を使用していない場合は、点検業者が廃業していると、誰も PCB の有無を把握していない。
- ・ アンケート調査について、「調査票の回答は義務なのか。義務ならば回答する。」という問い合わせが多かった。
- ・ 機器の分析調査を行わないと PCB 含有の有無(低濃度か非該当か)が判別できないケースが多いため、「不明」の回答が多くなっている。
- ・ 調査票に「電気主任技術者に相談」とあることにより、問い合わせが殺到したと市内の電気管理事務所より苦情があった。
- ・ 保安協会に所属しない一部の電気主任技術者が、掘り起こし調査に非協力的で、その主任技術者が保安している事業所の調査に苦労した。
- ・ 変圧器及びコンデンサー類の分類を「不明」とする者が多く、最終的に濃度測定が必要となる場合も一定数見受けられるが、近隣に分析可能な事業者が少ないため、具体的な事業者を挙げて測定を促すことに苦慮する事例があった。そのため、濃度分析等が可能

な事業者の情報を整理しておく、フォロー調査以降のPCB該当を確認する事例で役に立つと感じた。

- トランス等設置後絶縁油のメンテナンス等により、微量のPCBに汚染されるケースが報告されているが、平成6年度以降に製造されたトランス等でいつまでの期間にメンテナンスが行われている場合は濃度検査が必要かどうか明確な線引きをして欲しい。
- 集計のアウトプットを事前に指示いただきたい。

II. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の取組状況について

1. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施について

(1) PCB 使用安定器の掘り起こし調査実施の有無

① 貴自治体の管轄事業者に対して PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施状況を御回答下さい。

回答 126自治体

内 容	今回調査
a 実施したまたは実施中である	91自治体
b 実施予定である	34自治体
c 未定	1自治体

(未定の内容)

・予算・人員の確保が未定のため

自治体名	調査実施状況				自治体名	調査実施状況				自治体名	調査実施状況			
	実施した	実施中	実施予定	未定		実施した	実施中	実施予定	未定		実施した	実施中	実施予定	未定
001 北海道		○			043 熊本県		○			088 大分市		○		
002 青森県		○			044 大分県		○			089 松山市		○		
003 岩手県		○			045 宮崎県	○				090 豊田市		○		
004 宮城県		○			046 鹿児島県		○			091 福山市		○		
005 秋田県			○		047 沖縄県		○			092 高知市		○		
006 山形県			○		050 旭川市		○			093 宮崎市		○		
007 福島県		○			051 札幌市		○			094 いわき市			○	
008 茨城県			○		052 函館市		○			095 長野市		○		
009 栃木県			○		054 仙台市			○		096 豊橋市		○		
010 群馬県			○		055 千葉県		○			097 高松市			○	
011 埼玉県		○			056 横浜市		○			098 相模原市			○	
012 千葉県		○			057 川崎市			○		099 西宮市		○		
013 東京都			○		058 横須賀市			○		100 倉敷市	○			
014 神奈川県		○			059 新潟県			○		101 さいたま市			○	
015 新潟県			○		060 金沢市		○			102 奈良市		○		
016 富山県		○			061 岐阜市		○			103 川崎市			○	
017 石川県		○			062 静岡市	○				104 船橋市		○		
018 福井県		○			063 浜松市	○				105 岡崎市		○		
019 山梨県			○		064 名古屋市		○			106 高槻市			○	
020 長野県			○		065 京都市		○			108 青森市			○	
021 岐阜県		○			066 大阪市		○			109 八王子市			○	
022 静岡県	○				067 堺市		○			110 盛岡市			○	
023 愛知県		○			068 東大阪市		○			111 柏市	○			
024 三重県	○				069 神戸市	○				112 久留米市	○			
025 滋賀県		○			070 姫路市		○			114 前橋市		○		
026 京都府		○			071 尼崎市		○			115 大津市		○		
027 大阪府	○				072 和歌山市	○				116 高崎市			○	
028 兵庫県	○				073 広島市	○				118 豊中市	○			
029 奈良県	○				074 呉市	○	○			119 那覇市	○			
030 和歌山県		○			075 下関市	○				120 枚方市		○		
031 鳥取県		○			076 北九州市	○				121 越谷市			○	
032 島根県		○			077 福岡市		○			122 八戸市		○		
033 岡山県		○			078 大牟田市		○			124 福島市				○
034 広島県		○			079 長崎市		○			125 川口市			○	
035 山口県	○				080 佐世保市		○			126 八尾市		○		
036 徳島県		○			081 熊本市		○			127 明石市	○			
037 香川県		○			082 鹿児島市		○			128 鳥取市			○	
038 愛媛県		○			083 岡山市			○		129 松江市		○		
039 高知県			○		084 宇都宮市			○		130 山形市			○	
040 福岡県	○				085 富山市			○		131 福井市			○	
041 佐賀県		○			086 秋田市	○				132 甲府市			○	
042 長崎県		○			087 郡山市			○		133 寝屋川市	○			
計											23	68	34	1

(2) 調査対象事業者リストについて

① 貴自治体が入手したリスト、入手の手続きを行っているリストについて御回答下さい。

調査対象 126自治体

内 容	今回調査
a 登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）	58自治体
b 固定資産課税台帳（家屋課税台帳）	71自治体
c 総務省統計局「経済センサス－基礎調査結果」	28自治体
d 情報通信会社が提供する事業者情報	16自治体
e 環境省提供リスト	40自治体
f その他	11自治体

(その他の内容)

- ・ H30 調査においては経済センサスのデータを使用。R 1 調査(H30 未回答者を対象)において、家屋課税台帳の情報を突合し、重点調査対象を選定する。また共同住宅向けで建築基準法 12 条第 1 項に基づく定期調査報告リストを使用する。
- ・ 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト
- ・ 県所有宗教法人一覧
- ・ 神社、学校等の非課税物件については、インターネット等により調べてリストを作成した。
- ・ 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムからデータ抽出（一部）
- ・ 建築基準法 12 条の定期報告の対象となる共同住宅の情報
- ・ 町会館リスト
- ・ 地図会社の所有する地図情報
- ・ 環境省から「平成 31 年 1 月に提供した事業者リスト」の経済センサス分
- ・ 受託者が(株)ゼンリンの電子地図を使用し、家屋課税台帳と照合している
- ・ P 協データ 電気事業法届出書

自治体名	調査対象リスト準備状況						自治体名	調査対象リスト準備状況					
	登記簿	家屋課税台帳	経済センサス	情報通信会社提供情報	環境省リスト	その他		登記簿	家屋課税台帳	経済センサス	情報通信会社提供情報	環境省リスト	その他
001 北海道		○	○			○	067 堺市	○	○		○		
002 青森県	○				○		068 東大阪市		○				
003 岩手県	○				○		069 神戸市	○					
004 宮城県	○						070 姫路市	○			○		
005 秋田県	○				○		071 尼崎市			○			
006 山形県	○						072 和歌山市	○		○	○		
007 福島県	○					○	073 広島市	○		○			
008 茨城県			○				074 呉市		○				
009 栃木県	○				○		075 下関市	○	○		○		
010 群馬県					○		076 北九州市		○				
011 埼玉県	○	○					077 福岡市		○				
012 千葉県	○	○					078 大牟田市	○	○				
013 東京都	○						079 長崎市	○	○				
014 神奈川県	○	○			○		080 佐世保市	○	○				
015 新潟県					○		081 熊本市		○	○			
016 富山県			○				082 鹿児島市		○				
017 石川県					○		083 岡山市					○	
018 福井県	○				○		084 宇都宮市		○			○	
019 山梨県		○			○	○	085 富山市		○	○		○	
020 長野県					○		086 秋田市		○	○	○		
021 岐阜県	○	○		○	○		087 郡山市		○				
022 静岡県	○	○		○			088 大分市	○	○				
023 愛知県	○	○					089 松山市					○	
024 三重県	○				○		090 豊田市		○				
025 滋賀県	○						091 福山市		○				
026 京都府	○	○					092 高知市		○				○
027 大阪府			○				093 宮崎市	○	○			○	
028 兵庫県			○				094 いわき市	○	○				
029 奈良県	○		○	○			095 長野市		○				
030 和歌山県	○				○	○	096 豊橋市		○	○			
031 鳥取県			○		○		097 高松市	○					
032 島根県					○		098 相模原市		○				
033 岡山県	○			○			099 西宮市	○	○			○	
034 広島県	○				○		100 倉敷市	○	○				
035 山口県	○	○					101 さいたま市		○			○	○
036 徳島県	○		○				102 奈良市	○	○				
037 香川県					○		103 川越市		○			○	
038 愛媛県			○				104 船橋市	○	○				
039 高知県					○		105 岡崎市		○				
040 福岡県	○						106 高槻市			○		○	○
041 佐賀県		○					108 青森市	○	○			○	
042 長崎県			○				109 八王子市		○				
043 熊本県			○				110 盛岡市		○			○	
044 大分県				○			111 柏市		○				
045 宮崎県		○		○		○	112 久留米市	○					
046 鹿児島県	○		○		○		114 前橋市		○				
047 沖縄県				○	○		115 大津市	○					
050 旭川市			○				116 高崎市		○				
051 札幌市	○	○				○	118 豊中市		○				
052 函館市	○					○	119 那覇市		○	○	○		
054 仙台市	○	○					120 枚方市	○	○				
055 千葉市		○					121 越谷市		○				
056 横浜市		○			○		122 八戸市		○				
057 川崎市	○	○			○		124 福島市	未入手					
058 横須賀市		○					125 川口市		○			○	
059 新潟市	○	○			○		126 八尾市		○				
060 金沢市		○			○		127 明石市	○					
061 岐阜市		○					128 鳥取市	○				○	
062 静岡市		○					129 松江市	○		○	○		
063 浜松市	○		○	○		○	130 山形市		○	○			
064 名古屋市		○					131 福井市		○			○	
065 京都市	○	○					132 甲府市	○	○	○	○	○	
066 大阪市		○	○				133 寝屋川市		○	○			
計		58	71	28	16	40	11						

(3) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

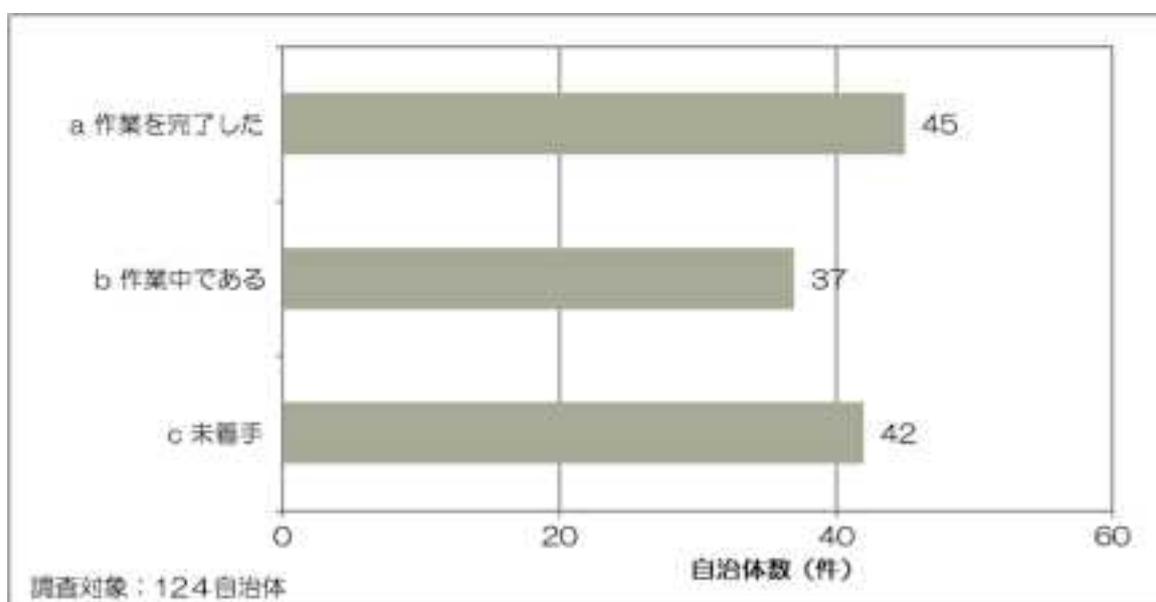
【手順1 アンケート調査①】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	45自治体
b 作業中である（未回収）	37自治体
c 未着手	42自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査。



自治体名	手順1			自治体名	手順1			自治体名	手順1		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			043 熊本県		○		088 大分市	○		
002 青森県		○		044 大分県		○		089 松山市		○	
003 岩手県			○	045 宮崎県	○			090 豊田市		○	
004 宮城県		○		046 鹿児島県		○		091 福山市		○	
005 秋田県			○	047 沖縄県		○		092 高知市	○		
006 山形県			○	050 旭川市	○			093 宮崎市			○
007 福島県	○			051 札幌市		○		094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市		○		095 長野市		○	
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市	○		
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県	○			056 横浜市		○		098 相模原市			○
012 千葉県		○		057 川崎市			○	099 西宮市		○	
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市	○		
014 神奈川県		○		059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市		○		102 奈良市		○	
016 富山県		○		061 岐阜市	○			103 川越市			○
017 石川県		○		062 静岡市	○			104 船橋市	○		
018 福井県			○	063 浜松市	○			105 岡崎市	○		
019 山梨県			○	064 名古屋市	○			106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市	○			108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市	○			109 八王子市			○
022 静岡県	○			067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県		○		068 東大阪市		○		111 柏市	○		
024 三重県	○			069 神戸市	○			112 久留米市	○		
025 滋賀県	○			070 姫路市		○		114 前橋市		○	
026 京都府	○			071 尼崎市	○			115 大津市	○		
027 大阪府	○			072 和歌山市	○			116 高崎市			○
028 兵庫県	○			073 広島市		○		118 豊中市	○		
029 奈良県	○			074 呉市		○		119 那覇市	○		
030 和歌山県		○		075 下関市	○			120 枚方市	○		
031 鳥取県		○		076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市	○			122 八戸市		○	
033 岡山県		○		078 大牟田市		○		124 福島市			○
034 広島県		○		079 長崎市	○			125 川口市			○
035 山口県	○			080 佐世保市	○			126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市	○			127 明石市	○		
037 香川県		○		082 鹿児島市		○		128 鳥取市			○
038 愛媛県		○		083 岡山市			○	129 松江市	○		
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県	○			085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県		○		086 秋田市	○			132 甲府市			○
042 長崎県	○			087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
計								45	37	42	

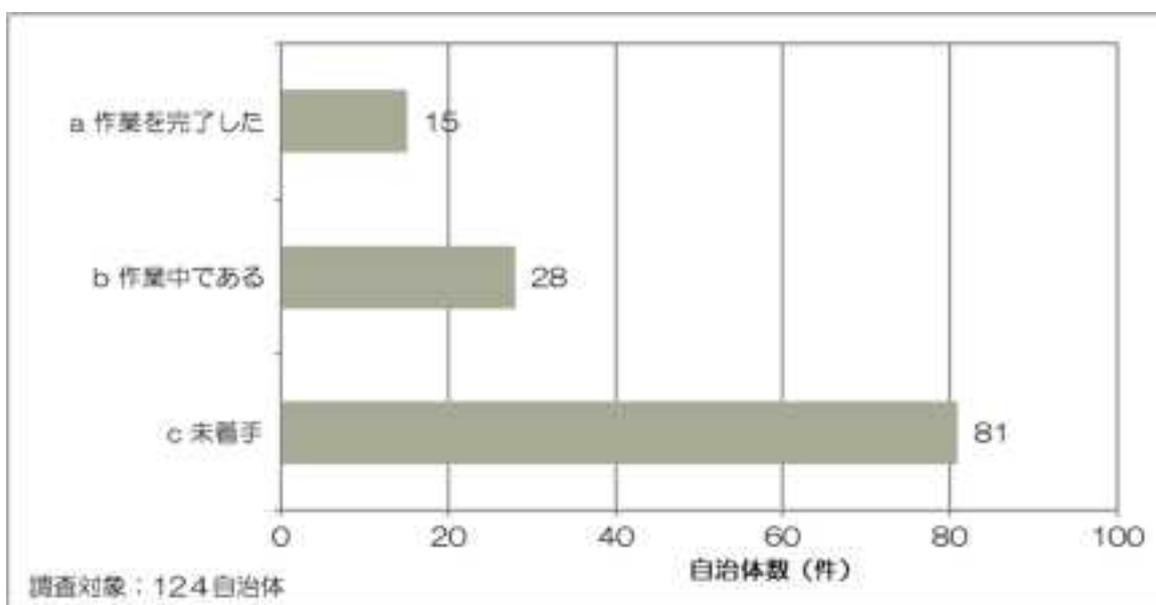
【手順2 フォローアップ調査①】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	15自治体
b 作業中である（未回収）	28自治体
c 未着手	81自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査。



自治体名	手順2			自治体名	手順2			自治体名	手順2		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	043 熊本県		○		088 大分市	○		
002 青森県			○	044 大分県		○		089 松山市			○
003 岩手県			○	045 宮崎県	○			090 豊田市		○	
004 宮城県			○	046 鹿児島県			○	091 福山市		○	
005 秋田県			○	047 沖縄県			○	092 高知市		○	
006 山形県			○	050 旭川市	○			093 宮崎市			○
007 福島県		○		051 札幌市			○	094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市			○	095 長野市			○
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市	○		
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県		○		056 横浜市			○	098 相模原市			○
012 千葉県			○	057 川崎市			○	099 西宮市		○	
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市			○
014 神奈川県			○	059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市			○	102 奈良市			○
016 富山県		○		061 岐阜市		○		103 川越市			○
017 石川県			○	062 静岡市		○		104 船橋市			○
018 福井県			○	063 浜松市		○		105 岡崎市	○		
019 山梨県			○	064 名古屋市		○		106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市			○	108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市		○		109 八王子市			○
022 静岡県		○		067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県	○			068 東大阪市			○	111 柏市			○
024 三重県		○		069 神戸市			○	112 久留米市	○		
025 滋賀県			○	070 姫路市			○	114 前橋市			○
026 京都府			○	071 尼崎市	○			115 大津市	○		
027 大阪府	○			072 和歌山市	○			116 高崎市			○
028 兵庫県			○	073 広島市		○		118 豊中市			○
029 奈良県	○			074 呉市		○		119 那覇市		○	
030 和歌山県			○	075 下関市			○	120 枚方市			○
031 鳥取県		○		076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市			○	122 八戸市			○
033 岡山県			○	078 大牟田市		○		124 福島市			○
034 広島県			○	079 長崎市		○		125 川口市			○
035 山口県			○	080 佐世保市	○			126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市		○		127 明石市	○		
037 香川県			○	082 鹿児島市		○		128 鳥取市			○
038 愛媛県			○	083 岡山市			○	129 松江市			○
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県			○	085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県		○		086 秋田市		○		132 甲府市			○
042 長崎県		○		087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
計								15	28	81	

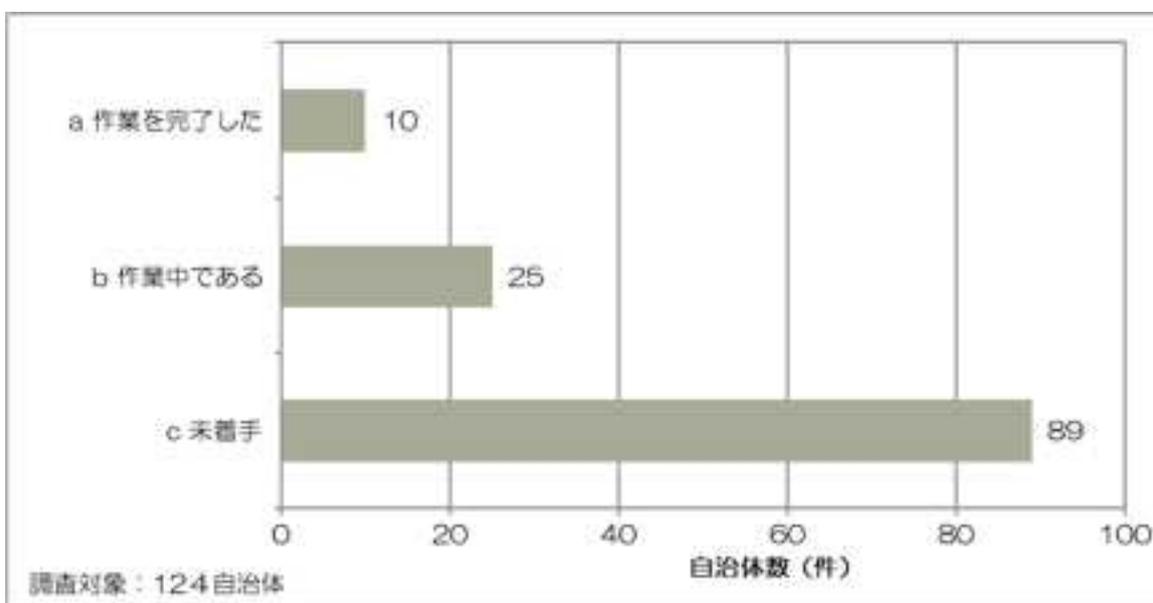
【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	10自治体
b 作業中である	25自治体
c 未着手	89自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査。



自治体名	手順3			自治体名	手順3			自治体名	手順3		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	043 熊本県		○		088 大分市		○	
002 青森県			○	044 大分県		○		089 松山市			○
003 岩手県			○	045 宮崎県	○			090 豊田市	○		
004 宮城県			○	046 鹿児島県			○	091 福山市		○	
005 秋田県			○	047 沖縄県			○	092 高知市			○
006 山形県			○	050 旭川市		○		093 宮崎市			○
007 福島県			○	051 札幌市			○	094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市			○	095 長野市		○	
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市		○	
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県			○	056 横浜市			○	098 相模原市			○
012 千葉県			○	057 川崎市			○	099 西宮市		○	
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市	○		
014 神奈川県			○	059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市			○	102 奈良市			○
016 富山県			○	061 岐阜市			○	103 川越市			○
017 石川県			○	062 静岡市		○		104 船橋市			○
018 福井県			○	063 浜松市			○	105 岡崎市		○	
019 山梨県			○	064 名古屋市			○	106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市		○		108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市		○		109 八王子市			○
022 静岡県		○		067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県			○	068 東大阪市			○	111 柏市			○
024 三重県	○			069 神戸市			○	112 久留米市		○	
025 滋賀県			○	070 姫路市			○	114 前橋市		○	
026 京都府			○	071 尼崎市	○			115 大津市		○	
027 大阪府	○			072 和歌山市			○	116 高崎市			○
028 兵庫県			○	073 広島市		○		118 豊中市			○
029 奈良県	○			074 呉市		○		119 那覇市			○
030 和歌山県			○	075 下関市			○	120 枚方市			○
031 鳥取県			○	076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市		○		122 八戸市			○
033 岡山県			○	078 大牟田市	○			124 福島市			○
034 広島県			○	079 長崎市		○		125 川口市			○
035 山口県	○			080 佐世保市			○	126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市		○		127 明石市			○
037 香川県			○	082 鹿児島市			○	128 鳥取市			○
038 愛媛県			○	083 岡山市			○	129 松江市			○
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県		○		085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県			○	086 秋田市		○		132 甲府市			○
042 長崎県		○		087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
計								10	25	89	

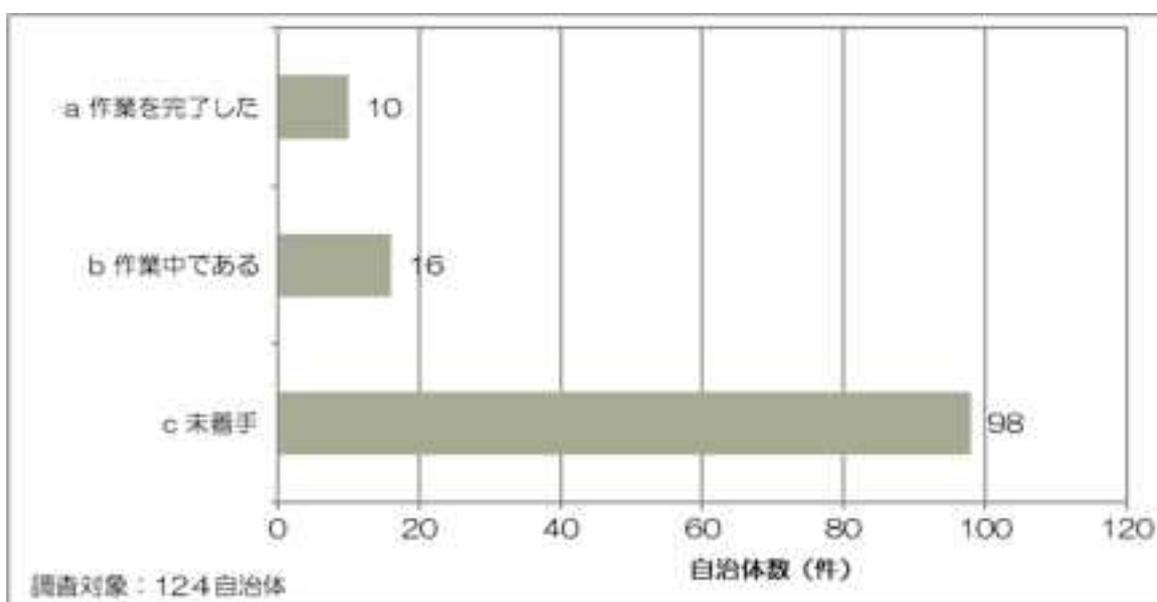
【手順4 アンケート調査②】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	10自治体
b 作業中である（未回収）	16自治体
c 未着手	98自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査。



自治体名	手順4			自治体名	手順4			自治体名	手順4		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			043 熊本県			○	088 大分市		○	
002 青森県			○	044 大分県		○		089 松山市			○
003 岩手県			○	045 宮崎県			○	090 豊田市	○		
004 宮城県			○	046 鹿児島県			○	091 福山市			○
005 秋田県			○	047 沖縄県			○	092 高知市			○
006 山形県			○	050 旭川市	○			093 宮崎市			○
007 福島県			○	051 札幌市			○	094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市			○	095 長野市			○
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市		○	
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県			○	056 横浜市			○	098 相模原市			○
012 千葉県			○	057 川崎市			○	099 西宮市		○	
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市	○		
014 神奈川県			○	059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市			○	102 奈良市			○
016 富山県			○	061 岐阜市			○	103 川越市			○
017 石川県			○	062 静岡市		○		104 船橋市			○
018 福井県			○	063 浜松市			○	105 岡崎市		○	
019 山梨県			○	064 名古屋市			○	106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市			○	108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市			○	109 八王子市			○
022 静岡県		○		067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県			○	068 東大阪市	○			111 柏市			○
024 三重県	○			069 神戸市			○	112 久留米市		○	
025 滋賀県			○	070 姫路市			○	114 前橋市		○	
026 京都府			○	071 尼崎市	○			115 大津市		○	
027 大阪府	○			072 和歌山市			○	116 高崎市			○
028 兵庫県			○	073 広島市			○	118 豊中市			○
029 奈良県	○			074 呉市		○		119 那覇市			○
030 和歌山県			○	075 下関市			○	120 枚方市			○
031 鳥取県			○	076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市		○		122 八戸市			○
033 岡山県			○	078 大牟田市		○		124 福島市			○
034 広島県			○	079 長崎市			○	125 川口市			○
035 山口県			○	080 佐世保市			○	126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市			○	127 明石市			○
037 香川県			○	082 鹿児島市			○	128 鳥取市			○
038 愛媛県			○	083 岡山市			○	129 松江市			○
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県			○	085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県			○	086 秋田市		○		132 甲府市			○
042 長崎県		○		087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
計								10	16	98	

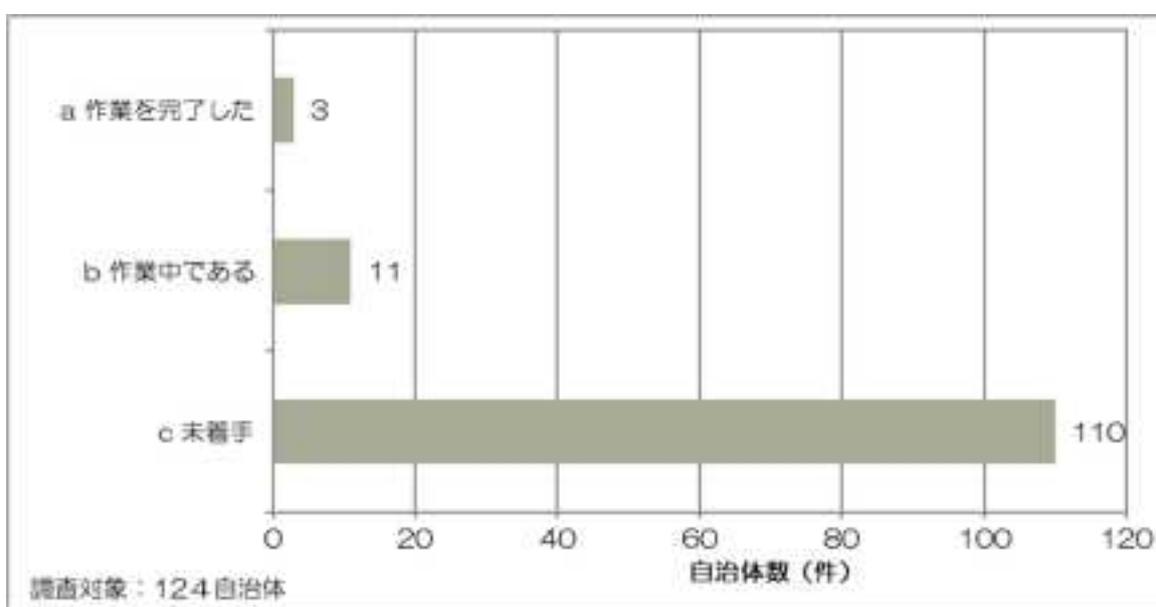
【手順5 フォローアップ調査②】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	3自治体
b 作業中である（未回収）	11自治体
c 未着手	110自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順5			自治体名	手順5			自治体名	手順5		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	043 熊本県			○	088 大分市			○
002 青森県			○	044 大分県		○		089 松山市			○
003 岩手県			○	045 宮崎県			○	090 豊田市	○		
004 宮城県			○	046 鹿児島県			○	091 福山市			○
005 秋田県			○	047 沖縄県			○	092 高知市			○
006 山形県			○	050 旭川市			○	093 宮崎市			○
007 福島県			○	051 札幌市			○	094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市			○	095 長野市			○
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市			○
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県			○	056 横浜市			○	098 相模原市			○
012 千葉県			○	057 川崎市			○	099 西宮市		○	
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市		○	
014 神奈川県			○	059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市			○	102 奈良市			○
016 富山県			○	061 岐阜市			○	103 川越市			○
017 石川県			○	062 静岡市			○	104 船橋市			○
018 福井県			○	063 浜松市			○	105 岡崎市		○	
019 山梨県			○	064 名古屋市			○	106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市			○	108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市			○	109 八王子市			○
022 静岡県			○	067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県			○	068 東大阪市			○	111 柏市			○
024 三重県		○		069 神戸市			○	112 久留米市		○	
025 滋賀県			○	070 姫路市			○	114 前橋市		○	
026 京都府			○	071 尼崎市		○		115 大津市			○
027 大阪府	○			072 和歌山市			○	116 高崎市			○
028 兵庫県			○	073 広島市			○	118 豊中市			○
029 奈良県			○	074 呉市			○	119 那覇市			○
030 和歌山県			○	075 下関市			○	120 枚方市			○
031 鳥取県			○	076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市			○	122 八戸市			○
033 岡山県			○	078 大牟田市			○	124 福島市			○
034 広島県			○	079 長崎市			○	125 川口市			○
035 山口県			○	080 佐世保市			○	126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市			○	127 明石市			○
037 香川県			○	082 鹿児島市			○	128 鳥取市			○
038 愛媛県			○	083 岡山市			○	129 松江市			○
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県			○	085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県			○	086 秋田市		○		132 甲府市			○
042 長崎県		○		087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
計								3	11	110	

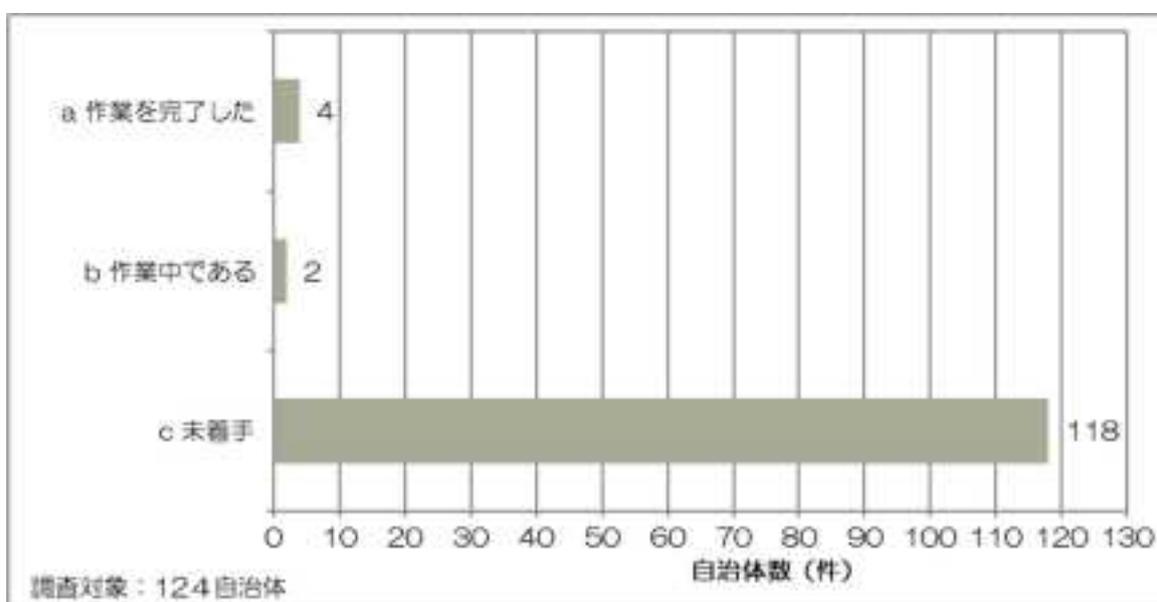
【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 124自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	4自治体
b 作業中である	2自治体
c 未着手	118自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岐阜県：マニュアルと異なる調査方法で実施。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査。



自治体名	手順6			自治体名	手順6			自治体名	手順6		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	043 熊本県			○	088 大分市			○
002 青森県			○	044 大分県			○	089 松山市			○
003 岩手県			○	045 宮崎県			○	090 豊田市	○		
004 宮城県			○	046 鹿児島県			○	091 福山市			○
005 秋田県			○	047 沖縄県			○	092 高知市			○
006 山形県			○	050 旭川市			○	093 宮崎市			○
007 福島県			○	051 札幌市			○	094 いわき市			○
008 茨城県			○	052 函館市			○	095 長野市			○
009 栃木県			○	054 仙台市			○	096 豊橋市			○
010 群馬県			○	055 千葉市			○	097 高松市			○
011 埼玉県			○	056 横浜市			○	098 相模原市			○
012 千葉県			○	057 川崎市			○	099 西宮市			○
013 東京都			○	058 横須賀市			○	100 倉敷市			○
014 神奈川県			○	059 新潟市			○	101 さいたま市			○
015 新潟県			○	060 金沢市			○	102 奈良市			○
016 富山県			○	061 岐阜市			○	103 川越市			○
017 石川県			○	062 静岡市			○	104 船橋市			○
018 福井県			○	063 浜松市			○	105 岡崎市		○	
019 山梨県			○	064 名古屋市			○	106 高槻市			○
020 長野県			○	065 京都市			○	108 青森市			○
021 岐阜県	—	—	—	066 大阪市			○	109 八王子市			○
022 静岡県			○	067 堺市		○		110 盛岡市			○
023 愛知県			○	068 東大阪市			○	111 柏市			○
024 三重県			○	069 神戸市			○	112 久留米市			○
025 滋賀県			○	070 姫路市			○	114 前橋市			○
026 京都府			○	071 尼崎市			○	115 大津市			○
027 大阪府	○			072 和歌山市			○	116 高崎市			○
028 兵庫県			○	073 広島市			○	118 豊中市			○
029 奈良県	○			074 呉市			○	119 那覇市			○
030 和歌山県			○	075 下関市			○	120 枚方市			○
031 鳥取県			○	076 北九州市	—	—	—	121 越谷市			○
032 島根県			○	077 福岡市			○	122 八戸市			○
033 岡山県			○	078 大牟田市			○	124 福島市			○
034 広島県			○	079 長崎市			○	125 川口市			○
035 山口県			○	080 佐世保市			○	126 八尾市			○
036 徳島県			○	081 熊本市			○	127 明石市			○
037 香川県			○	082 鹿児島市			○	128 鳥取市			○
038 愛媛県			○	083 岡山市			○	129 松江市			○
039 高知県			○	084 宇都宮市			○	130 山形市			○
040 福岡県			○	085 富山市			○	131 福井市			○
041 佐賀県			○	086 秋田市			○	132 甲府市			○
042 長崎県			○	087 郡山市			○	133 寝屋川市	○		
								計	4	2	118

(4) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

(1/2)

令和元年6月時点

自治体名		調査対象事業者数	未達件数	調査情報到達率(%)	有効調査対象事業者数	回答件数(最終通知対象者を含む)	回答率(%)	調査開始(予定)日	調査完了(予定)日	備考
北海道	001 北海道	40,879	1,025	97.5	40,879	28,694	70.2	平成30年7月	令和3年3月	
	050 旭川市	3,619	121	96.7	3,498	1,312	37.5	平成31年1月	令和4年8月	
	051 札幌市	7,570	644	91.5	—	3,509	46.4	平成30年4月	令和5年3月	
	052 函館市	8,373	—	—	—	—	—	令和元年6月	令和4年3月	
	002 青森県	—	—	—	—	—	—	平成31年4月	令和5年3月	
	108 青森市	9,090	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	122 八戸市	4,802	—	—	—	—	—	令和元年4月	令和4年3月	
	003 岩手県	—	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和4年3月	
	110 盛岡市	3,649	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	004 宮城県	16,470	—	91.7	16,470	4,646	28.2	平成31年1月	令和3年9月	
	054 仙台市	8,000	—	—	—	—	—	令和元年10月	令和4年3月	
	005 秋田県	25,000	—	—	—	—	—	令和元年11月	令和4年3月	
	086 秋田市	6,634	27	99.6	6,607	3,705	56.1	平成30年2月	令和3年3月	
	006 山形県	34,591	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	130 山形市	6,213	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	007 福島県	30,039	3,718	87.6	30,039	9,544	31.8	平成31年2月	令和4年3月	
	087 郡山市	—	—	—	—	—	—	令和2年4月	令和4年3月	
	094 いわき市	13,000	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和2年2月	
	124 福島市	—	—	—	—	—	—	令和2年4月	令和4年6月	
	008 茨城県	40,000	—	—	—	—	—	令和2年4月	令和3年10月	
	009 栃木県	—	—	—	—	—	—	令和2年4月	令和3年3月	
	084 宇都宮市	—	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和5年3月	
	010 群馬県	23,828	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和4年3月	
	114 前橋市	3,154	33	99.0	3,121	1,486	47.6	平成30年8月	令和4年3月	
	116 高崎市	9,500	—	—	—	—	—	令和2年5月	令和4年3月	
	015 新潟県	42,049	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	059 新潟市	9,326	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和4年2月	
	019 山梨県	18,500	—	—	—	—	—	令和元年6月	令和4年3月	
	132 甲府市	4,500	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年3月	
	016 富山県	14,227	26	99.8	—	786	5.5	平成27年5月	令和4年3月	
	085 富山市	7,000	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和4年3月	
	017 石川県	15,000	—	—	—	—	—	平成31年4月	令和5年3月	
	060 金沢市	5,083	90	98.2	5,083	2,500	49.2	平成30年7月	令和3年3月	
018 福井県	11,000	—	—	—	—	—	令和元年6月	令和5年3月		
131 福井市	5,720	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和4年2月		
020 長野県	43,269	—	—	—	—	—	令和元年10月	令和3年3月		
095 長野市	3,752	77	97.9	3,752	365	9.7	令和元年6月	令和4年3月		
東京都	011 埼玉県	84,859	15,554	81.7	84,859	59,063	69.6	平成30年1月	令和4年3月	訪問調査により調査を実施中。
	101 さいたま市	9,209	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和3年3月	
	103 川越市	4,783	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和3年3月	
	121 越谷市	4,876	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和3年3月	
	125 川口市	10,587	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和4年3月	
	012 千葉県	60,506	1,559	97.4	—	11,947	19.7	平成30年10月	令和4年3月	
	055 千葉市	—	—	—	—	—	—	令和元年	令和4年	
	104 船橋市	5,549	273	95.1	5,549	1,958	35.5	平成31年1月	令和4年3月	
	111 柏市	1,067	24	97.8	1,067	596	55.9	平成31年1月	令和4年3月	
	013 東京都	150,000	—	—	—	—	—	令和元年11月	令和4年9月	
	109 八王子市	4,771	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和4年3月	
神奈川県	014 神奈川県	36,000	—	—	—	—	—	平成31年4月	令和4年3月	
	056 横浜市	40,674	9,051	77.7	40,674	6,275	15.4	平成30年9月	令和4年3月	
	057 川崎市	26,000	—	—	—	—	—	令和元年9月	令和4年3月	
	058 横須賀市	6,620	—	—	—	—	—	令和元年10月	令和4年3月	
	098 相模原市	7,019	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和3年10月	
	022 静岡県	40,845	1,395	96.6	39,450	23,524	59.6	平成30年7月	令和2年12月	
	062 静岡市	14,673	149	99.0	14,591	8,570	58.7	平成30年7月	令和2年10月	
063 浜松市	10,555	283	97.3	10,272	8,245	80.3	平成30年11月	令和2年6月		
岐阜県	021 岐阜県	9,430	—	—	9,430	5,327	56.5	平成30年3月	令和3年3月	
	061 岐阜市	3,861	—	92.3	3,861	998	25.8	平成30年1月	令和2年9月	
	023 愛知県	89,885	14,885	83.4	89,885	57,926	64.4	平成30年12月	令和2年6月	
	064 名古屋	24,275	609	97.5	24,275	11,604	47.8	平成30年10月	令和2年7月	
	090 豊田市	1,592	6	99.6	1,592	1,592	100.0	平成29年7月	令和2年4月	
愛知県	096 豊橋市	10,318	511	95.0	9,807	8,220	83.8	平成29年11月	令和2年9月	
	105 岡崎市	2,500	149	94.0	2,352	2,352	100.0	平成30年1月	令和2年3月	
	024 三重県	23,999	2,226	90.7	22,026	11,902	54.0	平成30年11月	令和2年6月	

(4) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

(2/2)

	自治体名	調査対象事業者数	未達件数	調査情報到達率(%)	有効調査対象事業者数	回答件数(最終通知対象者を含む)	回答率(%)	調査開始(予定)日	調査完了(予定)日	備考	
大阪事業対象地域	滋賀県	025 滋賀県	15,041	4,535	69.8	15,041	5,955	39.6	平成30年11月	令和2年5月	
		115 大津市	1,461	57	96.1	1,411	898	63.6	平成30年10月	令和2年3月	
	京都府	026 京都府	19,203	2,095	89.1	17,108	6,087	31.7	平成31年1月	令和2年9月	
		065 京都市	25,170	9,507	62.2	25,170	3,955	15.7	平成30年10月	令和2年3月	
	大阪府	027 大阪府	22,500	600	97.3	21,900	21,900	100.0	平成29年7月	平成30年3月	
		066 大阪市	33,035	3,677	88.9	29,358	26,790	91.3	平成29年12月	令和2年9月	
		067 堺市	32,185	1,508	95.3	30,678	24,837	81.0	平成30年8月	令和2年3月	
		068 東大阪市	2,729	49	98	2,729	464	17.0	平成30年12月	令和元年12月	
		106 高槻市	583	—	—	—	—	—	平成31年4月	令和2年3月	
		120 枚方市	6,477	175	97.2	6,477	2,822	43.6	平成30年3月	令和2年5月	
		118 豊中市	5,523	306	94.5	5,523	967	17.5	平成30年1月	令和3年2月	
		126 八尾市	6,390	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和2年3月	
		133 寝屋川市	1,502	—	—	1,502	1,502	100.0	平成29年7月	平成30年3月	経済センサスデータ使用
			3,000	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和2年10月	家屋課税台帳使用
	兵庫県	028 兵庫県	15,000	475	96.8	15,000	4,526	30.2	平成30年7月	令和2年2月	
		069 神戸市	54,524	10,335	81.0	54,524	33,484	61.4	平成30年9月	令和2年6月	
		070 姫路市	21,777	2,433	88.8	21,777	8,863	40.7	平成31年1月	令和2年3月	
		071 尼崎市	443	43	90.2	443	267	60.3	平成30年7月	令和元年10月	
		099 西宮市	1,304	0	100.0	1,304	642	49.2	平成30年3月	令和2年3月	
		127 明石市	2,453	238	90.3	2,453	1,540	62.8	平成31年1月	令和2年3月	
奈良県	029 奈良県	21,794	3,192	85.4	18,684	18,684	100.0	平成30年2月	平成31年3月		
	102 奈良市	2,502	—	—	—	—	—	平成30年4月	令和2年2月		
和歌山県	030 和歌山県	16,800	—	—	—	1,006	6.0	平成30年10月	令和2年3月		
	072 和歌山市	9,875	1,247	87.4	4,854	4,854	49.2	平成30年2月	令和2年3月		
北九州事業対象地域	鳥取県	031 鳥取県	11,006	60	99.5	—	2,546	23.1	平成28年12月	令和2年9月	R1調査対象数：7957件、H28調査対象数：3049件※R1調査は未着手のため、過去調査(H28～29)について回答
		128 鳥取市	2,859	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和2年3月	
	島根県	032 島根県	11,798	—	—	—	—	—	令和元年7月	令和2年9月	
		129 松江市	5,020	504	90.0	4,516	1,146	22.8	平成29年12月	令和2年9月	
	岡山県	033 岡山県	20,000	—	—	—	—	—	令和元年6月	令和2年11月	
		083 岡山市	12,665	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和2年3月	
	広島県	100 倉敷市	7,337	225	96.9	7,112	4,359	61.3	平成30年8月	令和2年12月	
		034 広島県	18,675	196	99.0	—	1,459	7.8	令和元年6月	令和2年3月	
		073 広島市	26,006	1,865	92.8	26,006	7,411	28.5	平成30年7月	令和2年12月	
		074 呉市	6,750	1,176	82.6	6,162	1,386	22.5	平成30年2月	令和3年1月	
		091 福山市	24,961	597	97.6	24,364	14,505	59.5	平成30年8月	令和2年9月	
		035 山口県	16,562	1,470	91.1	15,092	6,473	42.9	平成31年1月	令和2年2月	
	山口県	075 下関市	2,812	26	99.1	2,812	2,133	75.9	平成30年11月	令和2年3月	
		036 徳島県	20,500	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和2年11月	
	香川県	037 香川県	11,861	41	99.7	11,820	427	3.6	令和元年5月	令和2年9月	
		097 高松市	8,980	—	—	—	—	—	令和元年10月	令和元年12月	
	愛媛県	038 愛媛県	17,000	0	100.0	17,000	284	1.7	平成31年1月	令和2年12月	現時点では、285件を対象に調査を実施
		089 松山市	7,412	218	97.1	7,412	2,110	28.5	令和元年6月	令和2年3月	
	高知県	039 高知県	10,800	—	—	—	—	—	令和元年8月	令和2年7月	
		092 高知市	6,529	213	96.7	6,529	1,999	30.6	平成30年8月	令和2年9月	
	福岡県	040 福岡県	48,354	12,701	73.7	48,354	9,656	20.0	平成30年1月	令和2年7月	
		076 北九州市	44,704	8,661	80.6	44,704	26,164	58.5	平成22年	平成24年	経済センサスデータ使用
			20,051	0	100	20,051	20,051	100.0	平成26年		信用調査会社有する企業DATA
		077 福岡市	12,855	156	97.9	12,699	5,368	42.3	平成30年12月	令和2年4月	
		078 大牟田市	1,923	107	94.4	1,816	853	47.0	平成30年1月	令和2年7月	
		112 久留米市	4,726	1,654	65.0	3,072	2,180	71.0	平成30年1月	令和2年8月	
	041 佐賀県	10,000	100	99.0	10,000	1,600	16.0	平成30年2月	令和2年10月		
	長崎県	042 長崎県	12,872	26	99.8	12,846	4,360	33.9	平成30年11月	令和2年4月	
		079 長崎市	7,345	1,126	84.7	7,345	3,393	46.2	平成30年9月	令和2年5月	
	熊本県	080 佐世保市	3,479	542	84.4	3,479	1,537	44.2	平成30年10月	令和2年10月	
043 熊本県		15,931	561	96.5	—	7,259	47.2	平成30年10月	令和2年12月		
大分県	081 熊本市	4,372	43	99.0	4,329	2,954	68.2	平成29年8月	令和2年7月		
	044 大分県	7,600	63	99.2	7,537	4,085	54.2	平成30年1月	令和2年10月		
宮崎県	088 大分市	2,349	236	91	2,349	2,349	61.4	平成30年10月	令和元年8月		
	045 宮崎県	21,829	1,115	94.9	20,714	7,011	33.8	平成30年4月	令和3年3月		
鹿児島県	093 宮崎市	15,000	—	—	—	—	—	令和元年10月	令和2年11月		
	046 鹿児島県	31,897	4,078	87.2	—	4,106	12.9	平成31年3月	令和2年9月		
沖縄県	082 鹿児島市	12,679	883	93.0	12,679	4,016	31.7	平成31年1月	令和2年9月		
	047 沖縄県	5,861	—	—	—	1,187	20.3	平成30年1月	令和2年6月		
	119 那覇市	6,300	669	89.4	6,300	829	13.2	平成30年3月	令和2年3月		

(5) 安定器掘り起こし調査における各都道府県市の周知活動について (1/2)

自治体名	周知・広報の方法について									
	通知文書等	定期刊行物等	自治体Webページ	説明会・セミナー等	新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	新聞、雑誌等への広告	TV、ラジオ、CM等	メール、SNS等	ポスター	その他
001 北海道	○		○		○	○		○		
002 青森県	○	○	○	○			○	○	○	○
003 岩手県	○		○	○			○	○		○
004 宮城県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
005 秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
006 山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
007 福島県			○			○	○			
008 茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
009 栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
010 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
011 埼玉県		○	○							
012 千葉県	○	○	○							
013 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
014 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
015 新潟県			○							○
016 富山県	○		○	○	○					
017 石川県				○						
018 福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
019 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
020 長野県			○		○					
021 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○			
022 静岡県	○	○	○	○	○		○			
023 愛知県	○	○	○	○	○					○
024 三重県	○	○	○	○	○		○			
025 滋賀県	○		○							
026 京都府			○							
027 大阪府	○	○	○	○	○			○	○	
028 兵庫県	○		○							
029 奈良県	○	○	○			○				
030 和歌山県	○	○	○	○			○	○		
031 鳥取県			-	-	-	-	-	-	-	-
032 島根県	○		○		○	○	○			○
033 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
034 広島県			○		○					○
035 山口県			○							
036 徳島県	○		○	○		○				
037 香川県			○		○					
038 愛媛県		○		○		○	○			○
039 高知県						○				
040 福岡県	○	○	○	○	○	○	○			○
041 佐賀県	○		○	○	○					
042 長崎県			○		○					
043 熊本県	○	○	○	○			○			
044 大分県	○	○	○		○	○	○		○	
045 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○			○
046 鹿児島県			○							○
047 沖縄県	○		○	○						
050 旭川市	○	○	○							
051 札幌市			○							
052 函館市	○									
054 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
055 千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
056 横浜市	○	○	○			○				○
057 川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
058 横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
059 新潟市			○							
060 金沢市			○			○				
061 岐阜市	○	○	○		○					
062 静岡市	○	○	○							○
063 浜松市			○	○			○			
064 名古屋市		○	○		○					

(5) 安定器掘り起こし調査における各都道府県市の周知活動について (2/2)

自治体名	周知・広報の方法について									
	通知文書等	定期刊行物等	自治体Webページ	説明会・セミナー等	新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	新聞、雑誌等への広告	TV、ラジオ、CM等	メール、SNS等	ポスター	その他
065 京都市			○		○	○		○		
066 大阪市	○		○	○				○	○	○
067 堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
068 東大阪市			○	○						
069 神戸市			○		○			○		
070 姫路市	○									
071 尼崎市	○	○	○	○			○			
072 和歌山市		○	○		○					
073 広島市			○							
074 呉市										○
075 下関市			○	○						
076 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
077 福岡市										○
078 大牟田市	○	○	○	○			○		○	
079 長崎市			○							
080 佐世保市					○	○	○			
081 熊本市	○		○	○						○
082 鹿児島市	○	○	○	○	○					
083 岡山市		○								
084 宇都宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
085 富山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
086 秋田市	○	○	○	○			○			○
087 郡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
088 大分市	○	○	○							
089 松山市		○	○							
090 豊田市			○							
091 福山市			○				○			
092 高知市	○	○								○
093 宮崎市	○									○
094 いわき市						○	○			
095 長野市	○	○	○		○					
096 豊橋市	○	○	○	○	○					○
097 高松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
098 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
099 西宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 倉敷市	○	○	○		○					
101 さいたま市	○	○	○		○					
102 奈良市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103 川越市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104 船橋市		○	○					○		
105 岡崎市	○	○	○	○			○	○		
106 高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108 青森市		○	○		○					
109 八王子市				○	○					
110 盛岡市			○							
111 柏市		○	○							
112 久留米市	○	○	○	○	○		○			
114 前橋市	○	○	○							
115 大津市	○	○	○							
116 高崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118 豊中市		○	○							○
119 那覇市		○	○	○						○
120 枚方市	○	○	○		○		○			
121 越谷市		○	○							
122 八戸市		○	○		○					
124 福島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125 川口市		○	○							
126 八尾市		○	○	○	○			○		
127 明石市		○	○			○				○
128 鳥取市	○		○	○						
129 松江市	○	○	○							
130 山形市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131 福井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
132 甲府市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
133 寝屋川市	○	○	○	○	○			○	○	
計	49	50	81	32	34	18	24	12	7	24

(その他の内容)

- ・ チラシ、リーフレット
- ・ 関係団体（商工関係、工業関係、畜産関係）への協力依頼、市町村が発行する定期刊行物への掲載依頼
- ・ パンフレットの作成及び配布
- ・ チラシの作成、配布
- ・ 本県版パンフレットを作成し、立入時に配布
- ・ 電気工事業者向けにリーフレットの配布を行った
- ・ 関係団体への個別訪問による PCB 使用安定器掘り起こし調査の事前説明及び協力依頼等
- ・ 各種団体等に対し、面会の上、掘り起こし調査の実施を周知。チラシを作成の上、関係各所に配布。
- ・ 啓発チラシの作成、配布
- ・ 各種業界団体・組合等への訪問及び総会等での説明
- ・ 業界団体訪問，市町村への広報依頼
- ・ 関係団体へチラシ配布
- ・ 関係団体（県電業協会、県電気工事工業組合、県ビルメンテナンス協会）への調査協力依頼。
- ・ 本市当局が実施する講習会やイベントに参加して説明及びチラシ配付（配架）
- ・ 本市当局の他部署による事業所立入指導時におけるチラシ配付（通年）
- ・ 業界団体が実施するセミナー等や廃棄物管理責任者講習会に講師を派遣して説明
- ・ 受電設備設置事業者訪問時に、直接周知した
- ・ NTT タウンページデータに基づき、市内全事業者にチラシを送付した。
- ・ 環境省、県と合同で、関係団体を個別に訪問し、周知を行った。
- ・ 関係団体への協力依頼
- ・ 事業者団体を訪問し、安定器の確認を依頼。
- ・ 平成 29 年度に市内事業所（約 16,500 事業所）を対象に実施したアンケートに、PCB に関するチラシを同封し、啓発を行った。また、市内の関係団体の総会等へ参加させていただき、啓発を行った。
- ・ PCB の適正処理に関する公表による地元新聞記事掲載。
- ・ 電機商業組合、家電販売協同組合に情報の提供を実施。
- ・ 事業者団体等を訪問し、会員への広報・周知依頼をした。
- ・ リーフレットの配布

(6) マニュアルと異なる安定器掘り起こし調査の手法について

マニュアルと異なる調査方法で実施している場合は、以下の回答欄に調査対象者数、調査方法、実施計画等の具体的内容を記載してください。

自治体名	マニュアルと異なる調査方法の詳細
愛媛県	対象リストの一部(従業員数が100名以上の事業者)について、平成30年度中に手順1を実施。残りの従業員数99人以下の事業者について、今後実施予定。
大分県	初回アンケート(モデル調査)の未回答者及び、回答内容からPCB使用安定器がないと確認できない5,691事業者宛に使用建物の建築年月と、1977年3月以前に設置された外灯の有無のみを問うスクリーニングを行った。 その後、PCB使用安定器がないと判断できなかった事業者宛に全数調査をお願いし、結果の報告を求める。 未達事業者で連絡先が確認できた者に対しても、未回答者のスクリーニングと同じサイクルに取り込むためこの調査の流れにはならない。 モデル調査では、不明であっても回答ありと計数しており、回答率と進捗率は一致していない、本県ではPCB使用安定器の有無が確認できた者を調査済みとして進捗率を計数し、6月末の進捗率は54%です。
静岡県	・調査対象者リストについて、登記簿情報と家屋課税台帳情報を突合して作成した。 ・未回答者について、同市町内で居住する建物所有者に対して、督促訪問を行っている。 ・未回答者の内、これまでの静岡県の回答実績で「PCBなし」とあった建物種別について、調査対象外として、調査終了予定。
埼玉県	手順1について、アンケートではなく、訪問による調査を実施した。
下関市	手順3の未達事業者に対する連絡先確認調査における地図情報検索及びWEB情報検索については、手順1の調査票発送前に行った。
岩手県	現在は基本的なマニュアルの対象者から掘り起こし調査対象、PCB特措法届出提出済み事業者及び建物複数所有者等について除いた後、調査対象者を精査しているところ(約46万件から約17,000件)。
豊田市	令和元年6月末時点において、アンケート調査①によりPCB使用安定器の有無が不明と回答した者、及びフォローアップ調査①によりPCB使用安定器の有無が不明と回答した者を対象に、現地訪問等によるPCB使用安定器の有無の確認を実施しており、残りが計212者である。
宮崎県	今後プロポーザル方式による掘り起こし調査フォローアップの委託を検討中
三重県	掘り起こし調査対象とは別に、登記情報から建築年月が不明の事業用建物所有者約5,7,000者へ啓発文書を送付。
長崎県	本県では、手順1の段階でアンケート調査未達事業者に対する連絡先確認調査を実施しているため、手順3～5の期間が長くなっています。
倉敷市	概ねマニュアルと調査方法は同じだが、順序が異なるため、以下に本市の手法を示す。 登記から情報入手し、建築年度、及び住宅等区分を精査した。さらに、地図上マッチングで現存しておらず、明らかに未達となる事業者を除いた結果、調査対象者数7,337件であった。 対象者7,337件に発送したところ、回答4,359件、未回答2,753件、未達225件であった。 対象者は、発送前にすべて電話番号調査(オープンデータから入手)を実施し、発送1週間後に、架電による案内、回答期限後に架電督促、その後、文書による督促を実施した。なお、電話による回答(代筆)を可とした。 令和元年度から2年度にかけて、職員による回答者及び未回答者に対し、現地確認を実施予定。 令和元年度、未回答者に対し再度アンケート調査を実施予定。
大阪市	【アーケード・街路灯・アーチに関する調査】(追加調査)※件数は上記結果に算入済 ・調査対象者数 334物件(321団体) ・実施計画 30年8月 本市道路管理担当からリスト提供 ※リスト…昭和52年(1977年)3月以前に道路占用許可を受け継続中の照明使用占有物(アーケード・街路灯・アーチ)設置団体(商店街・町会等) 9～11月 調査対象リストの作成 ※全面建替え・撤去済・PCB使用安定器届出済の物件は除外 11月 調査票等の印刷・封入作業 ※封入物…依頼文1枚・調査票1物件毎に1枚・調査要領等別紙3枚 環境省啓発チラシ1枚・返信用封筒(切手貼付済)1枚 11月28日 発送 ※調査期間: 発送日～平成31年2月28日 31年2月28日 回答期限 ※調査期間中の電話相談・集計・督促(電話等)は全て当課で実施する。 ※回答期限後フォローアップ調査

自治体名	マニュアルと異なる調査方法の詳細
沖縄県	アンケート調査①については、平成29年度にNTTタウンページデータを情報源に調査を実施。 (調査対象： 今年度、環境省提供のデータを元に再度アンケート調査①から実施することとしている。
千葉県	平成30年度調査において、調査期間終了時点で未回答であった事業者に対し、調査自体は今後も継続するものの、当該年度のアンケート調査は終了する旨の事業終了通知を送付した。
岐阜県	【調査対象者数】 9430件 (調査方法等) 平成30年3月：対象事業者に対して、調査票を送付 平成30年12月：未回答事業者へ督促のハガキを送付 平成31年4月：未回答事業者へのフォローアップ調査業務を民間委託 【回答あり】 5327件(うち保管・使用有 18件) 未達・未回答3663件 調査対象(追加分)令和元年度調査対象 4103件 【今後の実施計画】 (令和元年度) 12月 最後通告検討会 1月から2月 回答整理及び(訪問)電話督促 3月 最後通告準備
北海道	・H30調査において、上記フォローアップ調査②まで終了しているものの、未回答者、未達者のさらなる削減のため、R1年度に未回答者、未達者を対象としてフォローアップを実施予定。 ・加えて経済センサスの対象でない一次産業、共同住宅に対しても周知・アンケート調査を行う。 なお、H30調査において、経済センサスで昭和59年以降開設事業所(約72,000件)に向けてパンフレットを送付し注意喚起を実施しており、一部の業者(57件)からはアンケート調査の送付依頼(→回答)があった。
神戸市	・兵庫県内に本店・支店があるマンション管理業者を対象に、管理するマンションのPCB使用安定器の保有状況についてアンケート調査を実施した。 ・区分所有建物のうち管理組合が存在すると思われる建物については管理組合理事長を対象に調査票を送付した。

2. 安定器を対象とした掘り起こし調査の効果について

(1) 掘り起こし調査の概要について

a) 調査対象者選定で利用した情報源について

PCB 使用安定器掘り起こしにおける調査対象者選定では、情報源として登記簿、家屋課税台帳、経済センサス調査結果、情報通信会社提供情報等を使用するようマニュアルには記載されているが、どの情報源を使用すべきか悩む自治体が多い。すでに調査を開始している自治体より、実際に利用した情報源の選択理由を知ること、今後の調査方法を決定するための参考情報となる可能性がある。以下に利用した情報源ごとの選択理由を記す。

① 登記簿のみ選択した理由

- ・ 経済センサスや電話帳データでは掘り起こし対象に漏れ（休業・廃業事業者、共同住宅、登録が無い事業者等）が生ずるため、登記簿データを使用した。
- ・ 政令市を除く全県的に統一した情報源を得られることから、本県においては法務局の建物登記情報を使用した。
- ・ 建物由来の情報が入手できることから、建物登記簿情報を使用した。（家屋課税台帳は入手不能であった。）
- ・ 市内の建物を網羅していると考えられるため、登記情報を使用した。
- ・ 掘り起こし調査マニュアル第4版に基づき、家屋課税台帳及び登記情報の入手を試みたが、税務局から家屋課税台帳の提供を断られたため、登記情報を選択した。
- ・ 庁内で活用できるデータとして固定資産課税台帳（家屋課税台帳）を選択した。しかしながら、個人情報保護により納税義務者の氏名及び住所は原課から提供されず、実質は登記簿情報の内容に沿った項目の提供を受けた。

② 家屋課税台帳のみを選択した理由

- ・ 入手が容易であること、データ整備が容易であること、データが比較的新しいこと、の理由により家屋課税台帳を使用した。
- ・ 廃業している事業者の建物を調査範囲に含むことができるため、固定資産課税台帳（家屋課税台帳）をベースの情報源とした。
- ・ 調査票等の送付書類の未達率を減らすため、本市においては、家屋課税台帳の情報を使用した。
- ・ 先行している都道府県（政令市を含む）を参考にし、建物登記情報を使用した。
- ・ 建物ベースでの調査が必要と考え、本市では家屋課税台帳を使用した。（経済センサスは事業者情報になるため）

③ 経済センサス調査結果のみを選択した理由

- ・ 電話番号が記載されているため電話によるフォローアップ調査が可能であること、（先行県の調査では）他の情報源に比べ未達率が低いことなどの理由により、経済センサス活動調査結果を使用した。

- ・ 電話番号、住所等の情報が精査されており、比較的容易に取得できることから、経済センサス情報を使用した。
- ・ 当初は家屋課税台帳により調査を実施しようとしていたが、各市町から取得したデータの種類や数にばらつきがあったため、入手が容易で電話番号の記載がある経済センサス基礎調査結果を使用した。
- ・ モデル調査結果において、経済センサスデータを利用した方が回答率が良いとの情報を得たこと。
- ・ 限られた人員の中でできるだけ無駄なく調査をやりきることに主眼を置き、PCB含有安定器が使用されている蓋然性が高いと考えられる事業場を調査対象とするため、経済センサスデータのうち、一定規模以上の事業場を有すると考えられる事業者を従業員数が10名以上と考え、調査対象者として選定した。
- ・ 調査実施時期が平成20～24年度のため、安定器のみでなく電気機器も含めた保有調査であったため、事業所を対象としたことより、経済センサスを使用した。
- ・ PCBを保管している可能性のある昭和52年以前に登録された家屋等の数が多いことが予想されるため、家屋課税台帳、経済センサス等の数を絞り込んだ後の補完情報と位置付けたが、家屋課税台帳情報は地方税法上の個人情報に当たるとして担当部局から入手できなかった。また、情報通信会社が提供する事業情報は予算上入手できなかった。以上の理由により、経済センサスを消去法により選択した。

④ 情報通信会社提供情報のみを選択した理由

- ・ フォローアップの連絡先の把握が容易であるので、通信事業者のデータを使用した。

⑤ 環境省提供情報のみを選択した理由

- ・ 経済センサス活動調査結果には電話番号の情報が含まれており、督促を適切に実施すればかなりの回答率向上が期待されるため。なお、安定器の掘り起こし調査では、変圧器等と異なり、PCB含有についての認識が低いことから、こういったコミュニケーション型の周知活動が特に重要と考える。
- ・ データ精度が高く、効率的で効果的な調査が実施できる可能性が高いと考えられたことによる。
- ・ 現役の事業者が多いため未達を少なくできるという理由により、環境省から「平成31年1月に提供した事業者リスト」を使用した。
- ・ 予算制約上の都合から、本市においては環境省提供の事業者データを使用することとしている。

⑥ 登記簿・家屋課税台帳の組み合わせを選択した理由

- ・ 「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）」に基づき課税台帳（提供いただけない場合は登記簿情報）を使用した。
- ・ 可能な限り新しい住所に送り、未達を減らすために本府においては課税台帳を使用し、課税台帳ではカバーしきれなかった情報の補助として登記簿を使用した。

- ・ 平成 29 年 10 月 17 日付け環循規発第 17101728 号及び環循施発第 1710171 号において、法務局からの建物登記情報及び各市町村税務担当課から家屋課税台帳の入手が可能となったため、本県においては建物登記情報及び家屋課税台帳を使用した。
 - ・ 調査対象事業者をより網羅できるように、家屋課税台帳データをメインに使用した。なお、不開示情報となっていた所有者情報については、登記簿データで補完した。
- ⑦ 家屋課税台帳・経済センサス調査結果の組み合わせを選択した理由
- ・ データの正確性、入手しやすさ
 - ・ 安定器の処理開始及び期限等を知らずに長期間保管している事業者がないよう広く周知するため、本市においては他の情報源より容易に入手することができた経済センサス基礎調査結果を使用した。ただし、未回答・未達事業者が多いため、フォローアップ調査前に家屋課税台帳を突合せすることで調査の効率化を図った。
 - ・ 1977 年 3 月以前に建てられた事業所を把握するために家屋課税台帳、事業所の所在地の情報を把握するために経済センサス活動調査結果データを使用した。
 - ・ PCB 使用安定器が使用されている蓋然性が高い昭和 52 年 3 月以前に建造された建物およびその所有者について情報把握するため、家屋課税台帳（非登記含む）を使用した。また、家屋課税台帳にない非課税事業者を抽出するため、経済センサスを使用した。
 - ・ 安定器は自家用電気工作物設置者以外の事業者も保有しているため、経済センサスデータを用いた調査では、安定器の保有の可能性の高い従業員 10 人以上の事業者に調査票を送付した。今後、従業員 10 人未満の事業場についても調査するため、家屋課税台帳を用いる予定である。
- ⑧ 家屋課税台帳・環境省提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 昭和 52 年 3 月以前と思われる事業場に絞ることができるため、家屋課税台帳を使用した。家屋課税台帳には非課税物件の情報がないため、非課税物件については環境省から「平成 31 年 1 月に提供した事業者リスト」を使用して、今年度調査を実施する予定。
 - ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルに則り、固定資産課税台帳（家屋課税台帳）を使用する。また、宗教施設等の固定資産課税台帳（家屋課税台帳）から漏れている団体については「環境省から提供された事業者リスト」を使用する。
- ⑨ 経済センサス調査結果・環境省提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 過去に経済センサス情報を用いて、調査を実施しており、過去に調査済みの事業者を調査対象から除外するマッチング作業が比較的容易であるため。
- ⑩ 情報通信会社提供情報・環境省提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 登記簿については、データの編集作業に時間がかかることから、NTT タウンページデータを情報源としたが、当該データのみでは調査対象を網羅できるとは考えにくかったことから、環境省提供データを使用して改めて実施する事とした。
- ⑪ 登記簿・家屋課税台帳・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ 掘り起こし調査マニュアルに基づき、家屋課税台帳と建物登記データを使用した。なお、事業者の電話番号を補完するために情報通信会社提供情報を購入した。
- ⑫ 家屋課税台帳・経済センサス調査結果・環境省提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 幅広く調査するため、家屋課税台帳情報・経済センサス・NTTデータを使用した。
- ⑬ 登記簿・環境省提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 効率的に調査を行うため、調査対象者が整理されている平成31年1月の環境省提供事業者リストを使用し、当該リストには含まれていない共同住宅における保管状況を調査するため、不動産建物登記情報を使用した。
 - ・ 情報源のうち、入手が可能で最も母数が多く、漏れなく広い調査が可能である登記簿情報を使用した。
 - ・ 複数の情報源を組み合わせることで各情報源のデメリットを補完することが有効であるため、本県においては、環境省提供リスト及び登記簿情報を使用している。
- ⑭ 家屋課税台帳・経済センサス調査結果・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ 家屋課税台帳については、市町村より提供がなされ、昭和52年3月以前の建物である可能性が高いと考え、使用した。NTTタウンページデータについては、予算が確保でき、電話番号も把握でき、督促等が行いやすいと考え使用した。経済センサスデータについては、環境省より提供があり、調査の漏れを少なくするため使用した。
 - ・ 幅広く調査するため、家屋課税台帳情報・経済センサス・NTTデータを使用した。

(2) 掘り起こし調査の方法について

掘り起こし調査は、基本的にマニュアルに基づいて行われているが、除外率の低減及び回答率の向上に向け、各自治体で独自の工夫が行われている。各調査段階における自治体の工夫内容を以下に示す。

a) 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 調査対象者数が膨大であり、調査を効果的かつ効率的に行う必要があることから、民間が所有する専門的かつ高度な業務実施能力を活用するため、公募型プロポーザル方式により調査委託業者を決定した。
- ・ 民間業者の所有する情報やノウハウを活用し、調査の必要性等を広く周知するとともに、調査票を回答しやすい内容にするなどの工夫をすることにより、高い回答率が得られた。
- ・ 未達率高めという情報があったため、地図会社に委託し、不存在が明らかな建物データは除外した。
- ・ 調査票送付時期に併せ、新聞広告や県HPで調査の周知を行った。
- ・ 建物の所有者情報を有する業者に委託し、登記簿情報の更新を行った。
- ・ 督促をハガキで行い、建築年度等が昭和52年3月以降であれば電話による回答できることとしたところ、回答率が上がった。

- ・ 市町から家屋課税台帳情報を入手する時から、市町へ調査の必要性の説明や協力の呼びかけを何度も行った。
- ・ 封筒や調査票、関係資料について、簡素化したり、色分けしたりするなど、回答率向上の工夫を行った。
- ・ 業者に委託してヘルプデスクを設置するとともに、督促電話や督促ハガキを行って、回答率向上を図った。
- ・ 簡単に回答できるよう「✓」を記入するだけでよい回答用紙を作成した（保管量は保管状況届で把握可能）
- ・ 安定器及び汚染物等の処分期間の末日の 1000 日前に業界団体と連携した周知活動を実施した。
- ・ 委託により掘り起こし調査を実施したが、調査票の回答返送先を県庁宛にすることや依頼文書に知事印を刷り込み印刷することで、県からの調査であることを明確にし、回答率の向上に努めた。
- ・ 電気工事業工業組合、電業協会や電器商業組合、ビルメンテナンス協会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会県本部等の関係組合等に調査協力依頼を行った。
- ・ 同一の所有者にはまとめて複数件の調査票を同封した。
- ・ チラシを封入した。
- ・ 封筒に赤字で重要の印を押した。
- ・ 各種団体にチラシの配布、メルマガの掲載等を依頼し、啓発活動を行い、調査票回答率アップに努めた。
- ・ 県下 4 カ所で、市町村（教育委員会含む）、商工会議所、商工会等に対し説明会を実施した。
- ・ 説明文に LED 取替工事に係る補助事業を掲載した。
- ・ 返信用封筒を同封した。
- ・ 情報源が経済センサスで所有者が不明のため、同じ建物の場合は、調査先を数社までに絞り、テナントは所有者（管理者）に渡すよう、所有者（管理者）は所有（管理）建物全部回答するよう封筒に記載した。
- ・ 情報源が経済センサスで建築年月が不明のため、設問の前に S52 年 3 月より前か後か不明の記入欄を設けた。
- ・ アンケート調査は業務に委託し、アンケート回答に不備があった場合、記入者に回答内容を確認することまでを業務委託内容とした。
- ・ 調査票へは、建築物の所在、面積、階層数、評価年等の情報を記載し、調査対象の建築物を特定した。
- ・ 固定資産課税台帳を情報源として使用した。しかし、納税者情報は得ることができなかったため、登記簿情報を使用して建物所有者情報を付与することで対応を考えている。
- ・ 調査票の添付資料として、安定器の発見事例について写真を掲載した資料を同封した。
- ・ 事前にオープンデータから電話番号を調査し、電話にて回答の依頼 1 回、回答期限後の督促 1 回、文書による督促 1 回を行った。
- ・ 特設 HP を設置した。
- ・ 物件が取り壊されている可能性があるため、取り壊し欄を設け、既に存在しない物件については○を付けることで調査を終了できるよう対応した。

- ・ チーム内職員に向け勉強会を行い、対応の平準化を図った。その結果として、問い合わせがあった際にスムーズに対応することができ、回答率の向上につながった。また発送、問い合わせ記録、集計機能を搭載したシステムを独自で開発し運用を行った。
- ・ 調査票発送前に、GoogleMap、庁内 GIS の住宅地図情報を使って、建物の存在、外観等の確認を行い、対象物の精査を行った。
- ・ 調査についてホームページに掲載し、調査票をダウンロードできるようにした。
- ・ 対象建物の地番を住居表示へ変更して記載し、対象建物がどれかわかりやすくした。
- ・ QR コードと電子申請サービスの活用により、スマートフォンの活用を意識した情報収集、回答を可能とする予定。

b) 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する資料を同封した。
- ・ 未回答者について、同市町内で居住する建物所有者に対して、督促訪問を行っている。
- ・ 未回答者の内、これまでの県の回答実績で「PCBなし」とあった建物種別について、調査対象外として、調査終了予定。
- ・ 確実に記載内容を確認できるよう、督促状をハガキで送付した（封書の場合は不審な文書と警戒され、開封されない可能性がある。）。
- ・ 環境省から「平成 31 年 1 月に提供した事業者リスト」や電話番帳から未回答事業者の電話番号が判明した場合は、電話による督促等を行った。
- ・ 督促について、電話・ハガキ送付と、方法を変えて行った。
- ・ 調査票に調査票番号を付し、その番号で案件を管理することにより、相手方の特定作業における手戻りを少なくした。
- ・ 未返送者及び回答が曖昧な事業者宛に、建築年月と昭和 52 年 3 月以前に設置された外灯の有無のみを問う調査票を送付し、スクリーニングを行った。
- ・ 未回答事業者のうち、古い安定器を使用又は保管している数量が多いと思われる、床面積が広い建物を所有している事業者を優先的にフォローアップを実施
- ・ テレビCM（環境省）の放送時期等の広報時に合わせてフォローアップを実施
- ・ 往復ハガキなどの簡易調査票の活用
- ・ アンケート調査実施前に、関係業界（県電業協会、県電気工事工業組合、県ビルメンテナンス協会）へ調査協力依頼を行った。
- ・ 未回答者に対して、督促ハガキを 2 回送付。改善命令に従わない場合の罰則を記載したところ、大きな反響（クレーム含む）があり、調査趣旨の詳細な説明や、電話での聞き取りが出来たため、回答率の向上に繋がった。
- ・ 受託業者の所有する電話情報や WEB 検索により 50%近くの電話番号を付与し、架電によるフォローアップを行った。
- ・ 経済センサス調査結果情報を使用して調査を行っているが、未回答事業者が多いため、フォローアップ調査では、家屋課税台帳を突合せさせることで調査の効率化を図った。家

屋課税台帳は、地番を住居表示に変換させたリストと、その所在地を示した住宅地図の作成を業者に委託した。

- ・ 回答率を上げるため、調査は職員による現地聞き取り調査とした。
- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 初回調査と同時に業者に委託し、はがきで回答を催促することまでを委託業務内容としたことで、初回調査から時間をあけずに、フォローアップを可能とした。
- ・ アンケート発送1週間後、架電による案内を行った。また、回答期限後、架電による督促を行った（不在の場合は日時を変えて計3回実施）。
- ・ はがきの色を変えるなど目につくよう工夫した。
- ・ 未回答事業者について、情報源の違いで重複している事業者（例 ○△医院と○△病院）を、名称や住所などから精査・調査対象をしぼった。

c) 未達事業者の連絡先調査の方法について

未達事業者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 地図情報会社に委託し、最新の地図情報を活用して、調査対象建物の有無、新所有者の名称及び所有者の移転先の調査、建物使用者（テナント等）の有無を調査した。
- ・ グーグルストリートビューの活用や地元関係者への聞き込みを行った。
- ・ 経済センサス情報の利用により連絡先はすでに判明していたため、まずは電話連絡を実施した。連絡がとれなかった場合は、保健所職員による現地訪問や登記簿での建築時期確認を実施した。
- ・ 不動産情報をもとに建築年を把握した。
- ・ 未達事業者については、建物所在地の現地調査を行い、建物の現存の有無、所有者又は使用者に関する近隣聞き込みを行った。
- ・ 調査対象者が現存している場合は、調査の趣旨を説明し調査票を手渡した（不在の場合はポスティングを実施）。
- ・ 調査対象建物リストを現在の住所データ、ブルーマップ等を基に「調査対象建物の有無」「建物住所等の付与」「所有者住所等の更新」を実施中。
- ・ 登記簿情報を取得し、現在の所有者を把握する。

d) 連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法としては、未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法と同様に、アンケート調査、電話調査、はがきによる調査に加え、現地調査（訪問調査）が採用されており、回収率の向上には現地調査（訪問調査）が有効であると考えられる。

連絡先が確認できた未達事業者者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 未達事業者は444件だったが、各地区の保健所で確認調査を実施したため、地区ごとの担当が数十件となり、1件に対する調査時間が増えたことで、回答率を向上させることができた。

- ・ 電話による住所確認時に、建築年等を確認し回答にかえた。
- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 調査票発出時に封筒に「重要」と印を押すことで、回答率が上昇した。
- ・ 訪問調査を行い、調査対象の建物の登記名義人と面会できた際は調査の趣旨を丁寧に説明し、回答を促し回答率の向上に努めている。
- ・ 電話による確認を行った後、調査の趣旨説明を行うことにより、好意的に調査協力が得られた。

(3) 掘り起こし調査の結果について

a) 掘り起こし調査にて新たに発見された PCB 使用安定器について

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない PCB 使用安定器の保有（保管・使用）が新たに発見された件数及び機器数を下表に示す。

自治体名	安定器掘り起こし調査結果		
	掘り起こされた件数	保管中(台数)	設置中(台数)
001 北海道	748	—	—
004 宮城県	114	—	—
011 埼玉県	16	—	—
016 富山県	26	—	—
021 岐阜県	18	—	—
022 静岡県	814	—	—
023 愛知県	774	—	—
024 三重県	45	—	—
025 滋賀県	182	—	—
027 大阪府	720	35500	19500
028 兵庫県	157	—	—
031 鳥取県	17	960	470
035 山口県	31	13	18
037 香川県	9	—	—
038 愛媛県	11	—	—
040 福岡県	119	—	—
041 佐賀県	5	35	0
042 長崎県	10	1	9
043 熊本県	65	1268	1554
044 大分県	5	19	42
045 宮崎県	18	総数 345	
046 鹿児島県	0	0	0
047 沖縄県	2	18	0
051 札幌市	115	—	—
056 横浜市	2	22	222
060 金沢市	43	—	—
061 岐阜市	4	32	19
062 静岡市	6	—	—
063 浜松市	11	45	0
064 名古屋市	179	32000	4400
066 大阪市	111	2107	1098
067 堺市	4	0	29
069 神戸市	1476	—	—

自治体名	安定器掘り起こし調査結果		
	掘り起こされた 件数	保管中(台数)	設置中(台数)
070 姫路市	7	41	18
072 和歌山市	4	0	3
073 広島市	11	17	53
074 呉市	3	4	16
075 下関市	23	3	60
077 福岡市	116	—	—
078 大牟田市	1	3	0
079 長崎市	12	90	76
080 佐世保市	2	9	0
081 熊本市	80	137	96
086 秋田市	10	15	109
088 大分市	5	13	43
090 豊田市	10	10	110
091 福山市	13	19	75
092 高知市	36	763	667
095 長野市	5	23	148
096 豊橋市	124	425	882
099 西宮市	6	7	11
100 倉敷市	283	—	—
104 船橋市	2	11	0
105 岡崎市	5	—	—
111 柏市	10	—	—
112 久留米市	4	33	2
114 前橋市	40	—	—
115 大津市	4	21	0
118 豊中市	3	4	2
119 那覇市	3	3	—
120 枚方市	2	3	0
129 松江市	1	0	4

b) PCB 使用安定器が発見された場所について

○保管中の PCB 使用安定器が発見された場所について

倉庫、地下室、電気室以外に保管中の PCB 使用安定器が発見された場所を以下に述べる。

- ・ 店舗、事務所、診療所、病院、工場、作業場
- ・ スプリンクラーポンプ室
- ・ 使用していない空き部屋
- ・ 保管中の PCB 使用コンデンサー等と同室
- ・ 管理人室
- ・ 元事務所
- ・ 専用自動車道路の街路灯、駐車場の街路灯

○使用中の PCB 使用安定器が発見された場所について

店舗、共同住宅、事務所、工場以外に使用中の PCB 使用安定器が発見された場所を以下に述べる。

- ・ 旅館、作業所、病院
- ・ 学校、病院、下水処理場、浄水場、道路工事会社

- ・ 病院、更衣室、倉庫
- ・ 外灯（水銀灯）
- ・ 倉庫、共同ビル、診療所
- ・ 作業所
- ・ 併用住宅
- ・ 使用していない建物
- ・ 元病院手術室

c) PCB 使用安定器が発見された場所や設備で見落としがちな所について

PCB 使用安定器が発見された場所や設備で見落としがちな所について、各自治体より得られた事例を、参考事例として以下に示す。

- ・ 建屋の外の照明、道路照明、防犯灯など
- ・ 入り組んだ、奥にある部屋
- ・ 店舗ショーケース用照明
- ・ S52.3 以降に建設された病院・神社・学校の外灯（水銀灯）
- ・ 宗教建物内の祭壇
- ・ 店舗のネオン器具
- ・ 同一敷地内の存在する緑地などに設置された街路灯など
- ・ LED 化された照明器具の傍ら（天井裏）に残置されていた。
- ・ 使用頻度の低い通路に設置されていて、使われていない外灯。
- ・ 工場等で、石綿が使用されている等の理由で普段、人が出入りできない箇所の照明器具の安定器。
- ・ 繁華街、商店街等の街路灯（水銀灯）
- ・ 使われていない施設の屋外照明柱内。

d) 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

掘り起こし調査で有効であったと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ テレビ CM を 2 週間行った際には一般の事業者をメインに短期間で 10 件程度の問い合わせがあったことから、環境省が実施したテレビ CM は有効であったと考える。
- ・ 訪問調査のため、アンケート方式に比べ回答率が高い。対面で状況を聞き取りできる。
- ・ 電気主任技術者その他業界団体に対して、調査の説明や協力依頼を行った。調査票を簡素化し、回答が容易になるようにした。
- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する資料を同封した。
- ・ 督促訪問として、臨宅することにより、調査目的を直接伝え、回答を聞取るなどして、回答率が向上した。
- ・ 本来は調査対象に含めるべきではない建物種別について、県の調査実績を根拠として、調査対象外と判断することによって、回答率が向上する見込み。

- ・ 不審な資料が送付されたと判断され、市町村役場に相談する事業者が見られる。調査開始前に市町村へ連絡し、「県の調査である旨伝えること、回答するように誘導すること」を依頼した。
- ・ 一度、調査票が届いただけでは、詐欺等と思われ対応されないことがあるが、再度同じ内容の文書等が届くことで、何らかの対応が必要であると認識されることがあるため、繰り返しの文書の送付は有効である。
- ・ 調査対象者が銘板確認や照明器具の取り外し等を他者へ委託する場合に、調査や工事の受託が可能な事業者リストや窓口となる協会等を準備できると良かった。
- ・ 商工会議所や中小企業団体中央会等の団体を通じて調査実施に係る周知を依頼した。
- ・ 指導対象事業所を対象に説明会を開催する等のフォローアップを行った。
- ・ 封筒表面に『重要 PCB 使用安定器調査書類在中』と朱書きすることで、内容を確認してもらえらる確率が上昇、回収率が向上したと考えられる。
- ・ アンケートの返送先を県庁にし、封筒と依頼文書に県 HP の QR コードを掲載して、信頼性の向上に努めた。
- ・ 委託業者に回答の結果を都度報告させる仕様にしており、安定器を保有している事業者から回答があれば委託業者の最終的な取りまとめを待たず現地調査できるようにした。
- ・ 該当あり又は不明との回答の事業者について現地調査を行ったら、実際は対象外であるケースがほとんどであるため、職員による現地調査が有効。
- ・ PCB 使用安定器有りで回答があった事業所についても、銘板の写真や照明器具全体の写真をとって送ってもらうことで、PCB が使用されていない安定器がかなりあった。
- ・ 往復ハガキなどの簡易調査票の活用
- ・ 電話の問い合わせ時に、建物の竣工年月等を確認し、電話での回答も受け付けた。
- ・ メール（回答専用アドレス）、市担当課あて F A X も受付可能とした。
- ・ 調査票に受電設備（変圧器・コンデンサー）の設問を記載したことで、PCB 含有機器が新たに発見された。
- ・ 保育園などはフォローアップ前に園長会の場で趣旨を説明し、回答率が上昇した。
- ・ 到着確認や事前確認の電話を行い、その際に事業者には調査内容の説明を行うとともにオーナー等の連絡先を聞いておくと効果的である。
- ・ 周知のために、国、県及び本市において、合同で各事業組合等へ説明を行った組合員の事業所からは、直ぐに調査票の回答が見受けられた。
- ・ 大手スーパー等は本社が建物の管理している場合が多いため、掘り起こし調査のアンケート票を本社に支店分もまとめて送付し調査票の回答を依頼した。
- ・ 調査票のデザイン作業を業者へ委託したことは、一定の効果があつたと考える。
- ・ 回答時期を遅延してでも、電気工事士等による調査をしてから回答をするよう伝えた。
- ・ 問い合わせ等の電話対応を丁寧に行った。
- ・ 市内の電気工事業者組合等に調査業者の紹介窓口となってもらうよう依頼した。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施中に、電気工事業者向け説明会を行った。
- ・ また宅建協会の会員に向けて説明会を行った。
- ・ 電話で確認する際に、聞き取る内容を事前に精査してから確認する。

- ・ PCB 使用安定器に関する調査票に「古いキュービクル・電気室」にあるまたは過去に存在している場合、コンデンサー、変圧器の保管状況の有無に関する設問を設けたところ複数の「有」回答があり高濃度 PCB を含む高圧コンデンサー等が発見された。

e) 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 調査対象者の中には PCB 廃棄物の処理の必要性等で認識が薄く、調査の必要性等を広く周知する必要がある。今後は保管事業者の処理促進に向けて、行政による立入調査等がより一層本格化することから、PCB 掘り起こし調査等も含め PCB 廃棄物についての広報を広く行う必要がある。
- ・ テレビ CM は有効であったものの、早口で短かったため、内容が理解できなかったとのクレームがあった。
- ・ 電気工事士の組合である電業協会等に訪問したが、PCB に対する認識不足がみられたことと、PCB 製品の売却責任等から調査協力に対して非協力的であったこと。
- ・ 自家用電気工作物使用者が使用している安定器については、電気事業法調査対象者と同じなので、経産省と連携して周知してもらいたい。
- ・ 環境省の TVCM の放映期間・頻度の増加。
- ・ 調査対象者の PCB に関する認識が低く、詐欺と思われ、当課へ確認の問合せが多くあった。調査実施について、本県広報紙、本県管轄内市町村広報紙、本県ホームページでも周知を行ったが、周知不足である苦情を多く受けた。
- ・ 調査費用について苦情が多い。
- ・ 製造メーカーが既に廃業しており、PCB 含有の判別ができないものや銘板等が確認できないものが多いため、これらを PCB の疑いのあるものとして処理することについて、事業者側から理解が得られにくい。
- ・ 建物の種別の判別が難しく、一般居宅に近い建物所有者が調査対象者となってしまったため、建物種別の絞込みが必要。
- ・ 調査の内容をよく理解せずに「PCB 保有あり」と回答するケースが多く、結果として PCB の保有があった事業者は数えるほどであった。
- ・ 掘り起こし調査を始めると、市町のごみ収集場所に安定器が捨てられることが増加するため、事前に市町へも周知しておくことが望ましい。
- ・ PCB が含まれる安定器は、JESCO での処分が必要であることを明記し、市町のごみ収集場所に捨てられることを防ぐ記述があると良い。
- ・ 対象リストを作成するための情報が古いものが多く、適切に所有者に届かなかった事例等が相当数あると考えられる。
- ・ テナントが対象事業者となっている場合は、対応に苦慮した。
- ・ 「安定器を調査できる業者を紹介して欲しい」との要望が多くあるものの、個別の業者を紹介することはできないため、保安協会等を照会するが、納得してもらえないことがあり、対応に苦慮する。
- ・ アンケート対象の事業者から、電気事業者が忙しいため調査が回答期限内に間に合わな

い可能性があるとの連絡があった。

- ・ 大規模な事業場では、計画的に調査を進めており、まだ調査中であると回答するところがあった。
- ・ 賃貸の事業所において、借主である事業者が貸主の情報提供を拒否するところがあった。
- ・ 調査に関する問合せは、すでに事業を廃止した高齢の方が多く、調査目的や調査票の記入方法、安定器の確認方法など理解していただくことに苦慮した。
- ・ 銘板等が確認できないものが多く、ある程度外観その他の情報での確認方法を少しでも多く示してほしい。
- ・ テレビ CM の放送時期は年度の早い段階が望ましい。
- ・ 調査の対象範囲（事業者の規模、対象の機器、廃業した事業者、空き店舗・空き工場など）が明確でない。
- ・ 高所にある安定器等の確認が極めて困難。高所作業車が使える場合は稀である。
- ・ 調査費用の補助割合が低いにもかかわらず、申請にかかる労力が大きいという意見があった。
- ・ 宛名が故人である場合や、廃業した会社や店舗である場合、調査に回答しなくてもいいという認識が強い。
- ・ PCBに関する認知が低い地域があるため、パンフレットの全戸配布したほうが良い。
- ・ 所有者は廃業後の高齢者も多く、調査の主旨や法令の理解力が乏しいうえに、経済的・身体的にも調査能力が無い。
- ・ 自家用電気工作物と違い、事業をしていない相続しただけの個人所有者も多く、調査費用、処理費用の負担が経済的に苦しい。
- ・ 処理期限はあるものの、今すぐ調査を実施する義務が法令上無い。期限間近に調査やPCB新規発生が駆け込む恐れ有り。
- ・ 個人・小規模事業者が多いため、全ての事業者を同じレベルで調査するのが難しい。
- ・ 経済センサスデータではビル等の所有者がわからないため、別途建物登記簿等で所有者を確認する必要がある。
- ・ 安定器の銘板が読み取れない場合は環境省の Q&A の判断基準で取り扱うが、この判断基準で判断できない安定器は、建物の築年数と安定器の取り替え歴のみで安定器に PCB 含有の有無を判断することになり、JESCO で処分する安定器の台数がかなり増えると予測される。現在の判断基準を今後見直すことはないのか。
- ・ フォローアップ調査の際に問い合わせの電話が殺到し、一時電話がパンク状態となった。
- ・ 当市職員が調査に伺った範囲では小規模の廃店舗に高濃度安定器は確認されなかった。以上を踏まえて、蓋然性の低い対象の除外等について、規模等による更なる絞り込みをマニュアルで明確化してもらいたい。
- ・ 省庁間で連絡を密にしてもらって、税関係課から法律に基づいて家屋課税情報の提供を受けられるようにしてもらいたい。
- ・ 調査対象外の家庭用蛍光灯安定器等を混同することが多い。
- ・ 少量保管者から運送費の苦情が多い。
- ・ JESCO 北九州事業所の JESCO 登録の手続きは、保管者の自主性に委ねることになり、問い合わせにも電話代がかかるなどの理由で、登録を先延ばしにされている事案が多い。こ

のことから、中小企業等負担軽減措置の案内（フリーダイヤル）と同様にフリーダイヤルの設置を検討してほしい。あわせて、処理困難者に対して市が要請すれば現地に同行するようお願いする。

- アンケート調査の調査票・調査票については、わかり易く、回答が得られやすい内容へ改善する必要がある。

Ⅲ. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

●掘り起こし調査（変圧器・コンデンサー）について 3件

○調査方法について 2件

- ・ 安定器と同様に、建物の竣工年度に応じて調査対象外とする判断フローがあれば、より効率的に調査できるため、検討していただきたい。
- ・ コンデンサーに穴を開けなくとも含有を分析できる手法、又は使用に影響の無い穴の開け方を検討していただきたい。

○補助・支援制度について 1件

- ・ コンデンサーの PCB 濃度分析を促すため、コンデンサー購入の補助を検討していただきたい。

●掘り起こし調査（安定器）について 17件

○調査方法について 1件

- ・ 安定器掘り起こし調査については、変圧器・コンデンサー等とは異なり、どこにどれだけどういう種類のもが存在するかが予測不可能であり、電気主任技術者による調査もできない。結局、個人や個人事業主、零細企業などは、本人頼みになってしまい、さらに調査・処分費用は当事者負担であることもあり、理解が得られないケースも多く、スキーム的に限界を感じている。また、空き物件等調査不能案件がかなりの数に上ると思われる。調査対象件数も多すぎる。

○補助・支援制度について 5件

- ・ 安定器の調査費用のみでも補助が受けられるようになったが、補助率が低く申請コストに見合っていない。PCB 廃棄物の早期発見に役立てるため、申請方法を簡素化し、補助率を上げてほしい。
- ・ 蛍光灯安定器については、事業者の多くが知識が乏しいことから、自主調査は困難であるが、外部に委託すると高額のコストがかかる。安定器の処理促進のため、現行の LED 照明機器への取り換えを前提とした調査にかかる補助ではなく、現場調査に対する補助金等を検討していただきたい。
- ・ 安定器は自家用電気工作物と違い、機器の調査自体が非常に困難である場合が多く苦慮しているため、特殊事例や高齢者に対する支援等が必要。

例 1：工場の高所にある水銀灯の真下に据え付けの機械器具が存在し、高所作業車が入れないケース

例 2：高齢者個人保有で調査ができないケース

- ・ 安定器の調査をするにあたりカバーを外すのに電気店への補助金、または行政が委託する際の補助金がなければ調査の詳細が先に進まない。検討していただきたい。

特に、事業主が亡くなり、事業は数十年も前に廃止し、現在は高齢の妻が年金のみで生活しているようなところが多くあり、調査費用はもとより処分にかかる費用、JESCO への手続き（自分ではできない。）等、負担できるはずもありません。処分にかかる費用のみでなく、調査、JESCO への手続き（行政書士等に依頼することになるかと思

ます。)等にかかる費用について、全額を補助する程度の制度創設をお願いします。

- ・ 安定器の掘り起こし調査について、経済センサスデータや P 協データ等が環境省から提供されたが、提供を受ける前にリスト精査を進めていたため、すでに調査対象となっていたかを改めて精査する必要がある、それぞれのリストの記載方法が異なることもあり、突合作業の事務作業量が非常に増加している。リストの整備について支援策を講じていただきたい。

○情報提供について 4 件

- ・ 当時の高力率型照明器具と低力率型照明器具を設置する目安（面積、照明器具の個数）について当時商売を行っていた関係者にアンケート等をとってもらいたい。
仮に過去に行ったデータ等があるのであれば送付いただきたい。
- ・ PCB 使用安定器の発見事例について画像、動画等のホームページ等での公開を要望する。PCB 使用安定器の期限内処理を推進するうえで、調査段階での発見漏れを極力少なくすることが重要である中、残置された安定器の発見事例の紹介は、自ら調査を実施する事業者、調査の依頼を受ける電気工事業者の双方にとって大いに参考となると思われるためである。
- ・ 令和 2 年度末の処理期限に向けて掘り起こし調査を実施しているが、今年度新規に JESCO 登録した場合、処理が令和 3 年度になると聞いている。全国的にまだまだ掘り起こし調査が完了していない中で処理期限までに確実に処理が終わるのかお伺いしたい。
仮に処理期限の延長や処理先の変更がある場合は、今後実施していく掘り起こし調査や行政処分スケジュールやスタンスに大きな変更が伴うため、直前ではなく前々から情報提供いただきたい。
- ・ 安定器などは、最終通知後、未回答の事業者に対し、行政指導、行政処分を行っていくこととなるが、数量が多いため、行政指導、行政処分等に時間を要する。効果的な行政指導、処分の事例紹介をお願いしたい。

○周知・広報について 7 件

- ・ 安定器の掘り起こし調査を行うにあたり、自治体での周知活動には限界があることから、環境省主体での周知活動（TVCM 等）を更に実施していただきたい。
- ・ 安定器や橋梁塗膜等に関する掘り起こし調査に関して、掘り起こし調査の件数が膨大であり、PCB に関して認識の乏しい事業者が多く、自治体への調査の負担が大きい。より効率の良い調査の進め方の提示や、TVCM や全国紙での広告を利用した継続的な広報を行っていただきたい。
- ・ 環境省のテレビ CM が効果が大きかったので、引き続き、安定器、汚染物等についてテレビ CM での広報をお願いしたい。
- ・ 安定器掘り起こし調査の回答率を向上させるためにも、PCB 及び PCB 使用安定器について TVCM や新聞等のマスメディアを用いた周知活動を積極的に行っていただきたい。
- ・ PCB 廃棄物（使用製品も含む。）について広く国民に周知する必要がある。昨年度末のテレビ CM については、問い合わせもあり、効果があったと考えている。一度きりで

はなく、常時、あらゆるメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。特に安定器については、電気の知識がない所有者が多いと想定されること、電気工作物以上に掘り起こし調査で全てを把握することは難しいと考えられることから、様々なツールを使って広報行っていただきたい。

- ・ 共同住宅における PCB 使用安定器掘り起こし調査について、マンション管理業者等の協力が得られるよう、国から関係団体への周知（関係団体から構成員への周知）をお願いしたい。
- ・ 安定器の調査で、マニュアルのとおりやっても回答率が上がらないと思われる。法律、テレビ CM、ラジオなどあらゆるところで周知するよう国として検討いただきたい。特に、安定器では、トランス・コンデンサと異なり、小規模の事業主（小さな商店）までも対象（所有している）となる可能性があります。行政の調査は建物の情報のみで行っていること、またこれは行政が事業主を特定して調査を行っていることから、想定できない漏れがあると考えます。事業主が PCB 含有安定器（照明器具）に気づき、自ら申告するよう醸成する啓発も併せて必要と思われます。

●掘り起こし調査（全般）について 16 件

○調査方法について 8 件

- ・ これまでも変圧器・コンデンサー、蛍光灯安定器、橋梁等の塗膜と、掘り起こしを行う度に、新たな掘り起こし対象品目が追加されている。PCB が含有されている物の指定を計画的に行って頂きたい。また、自治体において負担が大きくならないよう、新たな掘り起こし調査は行わないようにしていただきたい。
- ・ 国立高専に対して行政代執行を実施した事例もあることから、公共機関の掘り起こし調査を再度実施する必要があると考える。各部局に再度調査を実施するよう、各省庁から指導していただきたい。
- ・ 関係各所からの進捗に係る照会が多すぎる。
- ・ 毎年度定例の照会のため、各自治体、回答内容が前回のものと重複する箇所も多いかと思えます。
回答内容がどう活用されているのかはわかりませんが、最新の回答内容にはこれまでの回答内容を踏まえたものが各自治体から報告されるような体制をとるべき。
- ・ 例年、照会の各自治体回答のとりまとめを送付していただいておりますが、この自由意見の項目については触れられていません。
各自治体の自由意見や、要望等の意見に対する環境省等の見解についても、合わせてとりまとめてください。
- ・ フォローアップ調査の詳細なマニュアルの提示
アンケート①調査の結果、フォローアップ調査を実施しているところであるが、回答があっても不明や、未回答、未達の事業者数が多いため、効率的なフォローアップ調査の手法等の事例紹介、委託調査を実施する場合の仕様などの事例紹介をお願いしたい。
- ・ 未回答事業者に対する指導の詳細なマニュアルの提示と、所在確認調査の委託等の方法等の事例紹介をお願いしたい。
- ・ アンケート調査②を実施するにあたり、アンケート調査①と同じ内容ではなく、調査の

必要性等がわかるようなアンケート調査の例示をお願いしたい。

○補助・支援制度について 4件

- ・ PCB 特別措置法の改正により新たに生じた掘り起こし調査に必要な経費については、確実に財政的支援策を講じてほしい。
- ・ 調査に係る委託費が認められず、予算要求資料とするための自治体からの照会が複数あった。このような自治体への支援を充実させるべきではないか。
- ・ 家屋課税台帳に基づき調査対象を選定したところ、個人所有の元工場及び倉庫等も掘り起こし調査の対象となっている。所有者の多くが高齢者で、自ら調査することが困難な事例が多数存在している。掘り起こし調査について、廃業済みの個人を対象とした補助制度の創設していただきたい。
- ・ 安定器、塗膜片と年々調査対象が拡大しているが、国としてこれに係る財源支援を確実に担保していただきたい。交付税措置で基準額を示すのみでは、予算要求時の交渉材料として弱い部分がある。
今後、安定器のフォロー調査等、更に人員が必要になる調査も控えており、確実に調査を進めるためにも強く要望する。

○情報提供について 2件

- ・ 掘り起こし調査の有力な情報源を持つ電気保安関係者・電力事業者から、自治体への情報提供等が促進されるよう、法に明記する等の必要な措置を講じてほしい。
- ・ 自治体職員用の掘り起こし事例集については、すでに第3版までいただいているところではあるが、掘り起こしに有用であることから、事業者向けの事例集についても、作成いただきたい。

○周知・広報について 2件

- ・ PCB 廃棄物の処理の必要性等について、これまでの以上に積極的に広報(主に TVCM)を実施することにより、掘り起こし調査も含めた PCB 廃棄物について認知度を向上させる。
TVCM にあたっては、1ヶ月以上の期間、1回 30秒以上とし、一般家庭は対象でないことなどを盛り込み、視聴者の多い時間帯に複数回放映を要望する。(家電メーカーのリコール CM を参考とされたい)
- ・ 掘り起こし調査にてアンケートを送付すると、PCB の知識が一般に浸透していないため、詐欺と疑われてしまい回答の回収に支障が生じている状況です。北九州事業エリアでは処理期限がきて代執行も実際に行われていることも踏まえて、社会問題として深刻化する前に広報が必要と思われます。

●高濃度 PCB 廃棄物等について 9件

○補助・支援制度について 4件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分には軽減制度があるものの、収集運搬に係る費用はすべて事業者負担となる。少量の蛍光灯用の安定器等でも数万～十数万の費用の捻出が必要とな

り、減額後の処分費よりも高額な費用が個人事業主等の小規模事業者にとっては大きな負担であり、処理推進するにあたってのボトルネックとなっている。

- ・ 全ての高濃度 PCB 廃棄物が処分期間内又は特例処分期限までに確実に廃棄されるためには経営基盤が弱い事業者の自主的処理に対する支援策が不可欠であることから、中小企業者等軽減制度の対象外となる費用（収集運搬や機器の買換え費用等）に対して支援制度を創設してほしい。
- ・ PCB 廃棄物の処理施設まで遠方である本県は、収集運搬費用や低濃度 PCB 廃棄物処理費用が高額になるため、補助制度の拡充を行っていただきたい。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処理費用に関しては、中小企業者等軽減措置が図られているが、運搬費用に関しては軽減措置が図られていないため、事業者への負担が大きく処理遂行を進める上で足枷となるケースが見受けられる。運搬費用に対する軽減措置の適用、自社運搬の基準の引き下げ等、事業者の負担を軽減させる対策について検討を頂きたい。

○計画的処理完了期限後の対応について 4 件

- ・ 計画的処理完了期限後にその PCB 廃棄物が発見された場合、保管事業者に対する案内に困る。処理の見通しや費用について案内できず、継続保管をお願いすることしかできない。
- ・ JESCO の計画的処理完了期限終了後に発見された高濃度 PCB 廃棄物について処分方法や取扱いの具体的方策を示していただきたい。
- ・ 北九州事業所エリアにおいて高濃度 PCB 廃棄物のうち変圧器・コンデンサーは、計画的処理完了期限である平成 31 年 3 月末をもって処理を終了した。その後、本県を含め複数の自治体でそれらが発見されている状況にあり、事業者も処分の意思があることから、計画的処理完了期限後に発見された高濃度 PCB 廃棄物の処理方針を明らかにしていただきたい。
- ・ 計画的処理完了期限後に発見された高濃度 PCB 廃棄物の処理方針を明らかにしていただきたい。

○所有事業者への指導について 1 件

- ・ 高濃度 PCB 使用電気工作物が処分期間内又は特例処分期限までに確実に廃棄されるよう、電気事業法を所管する経済産業省においては、具体的な対応方針を事前に定める等、主体的に個々の所有事業者への指導等必要な措置を講じ、その方法などを情報共有してほしい。

●低濃度 PCB 廃棄物等について 9 件

○処理方法について 2 件

- ・ 微量 PCB 含有電気機器の課電自然循環洗浄について、現状よりも小容量の変圧器等に適用できるようにしていただきたい。
また、類似の方法で使用中の変圧器の PCB を無害化する手法を検討いただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物等については、現状様々な課題が残されていると感じている（汚染

物の種類の把握、封じ切りコンデンサー等の該当性判断や課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、無害化認定事業者数増加等)。

低濃度 PCB 廃棄物に対して、早期廃棄、処分を行う事業者が結果大きな費用負担を負うような運用とならぬよう、早期の課題解決、更なる合理的な処分の方法検討等を推し進めていく必要があると感じる。

○補助・支援制度について 3件

- ・ PCB 廃棄物の処理施設まで遠方である本県は、収集運搬費用や低濃度 PCB 廃棄物処理費用が高額になるため、補助制度の拡充を行っていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 機器の処理促進のため、濃度分析、処分費及び運搬費の補助制度を設けていただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては濃度測定が必要であり、測定費用の負担は中小企業にとって軽いものではありません。低濃度 PCB 廃棄物の早期処理を進めるためには、国による濃度測定費用の支援制度の創設が必要と考えます。

○情報提供について 1件

- ・ 低濃度機器に関しては、含有の絶縁油を分析することが必須となっており、分析自体が事業者の負担になっている。これまでの処理の実績、調査等から低濃度とみなすことができる機器の情報(メーカー、型番、製造年)があれば提供いただきたい。

○濃度分析の義務化について 2件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、その実態把握及び期限内の処分を進めるため、微量 PCB 含有の疑いのある電気機器等の濃度分析を保管事業者等に義務付けてほしい。
- ・ 使用中の変圧器・コンデンサーで低濃度 PCB の可能性がある機器については、濃度分析をし、PCB の有無を判明させる必要がある。しかし、現在は分析に対する強制力がなく、指導方法に迷うことがある。
使用中の機器については電気事業法の範囲であるが、なるべく早めの法整備を希望する。

○使用廃止期限等について 1件

- ・ 使用中の全ての低濃度 PCB 使用製品の使用廃止期限等の取扱いを明確にしてほしい。

●塗膜について 7件

○調査方法について 4件

- ・ 当該調査の要領中、濃度分析方法があるが、第3版の濃度分析方法では低濃度か高濃度かを分けるだけの手法である。(当該分析方法により高濃度ではないことが明らかとなったとしても、低濃度かどうかは不明である。)今後、低濃度の期限が迫ってきた際に、二度手間にならぬよう分析方法を早めに確立し、要領を変更すべきであると考え。そうでなければ分析費用も二重になり、他部局へ調査依頼もできない状況にある。
- ・ 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査について」(平成30年11月28日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進

室長による通知)が発出され現在調査中です。

一方、この通知の発出前に、岐阜市の建設部局では、市内の橋梁の調査を「鉛等有害物含有塗膜除去の心得」(平成 27 年 3 月 24 日付け 26 道維第 916 号 愛知県建設部道路維持課)に基づき、鉛、クロム、PCB について確認している実情がありました。塗膜の剥離に関しては、首都高速道路の橋脚塗装塗り替え工事で作業員が鉛中毒を発症したことを端緒として発出された「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 2 号 基安化発 0530 第 1 号 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 化学物質対策課長通知)の中で、剥離等作業の健康障害防止を徹底するため、発注者は塗料中の有害な化学物質の有無についての情報を施工者に伝えるほか、ばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行う必要があるという趣旨の記載があります。

上記の実情から、塗膜を剥離し、分析調査を行う際に重金属も併せて確認を行った場合、PCB の処理を行う際に重金属が含まれていた場合の対応はどうしたらよいのか。今後、可燃性高濃度 PCB 含有汚染物も無害化処理認定施設で処理する方向性だが、どの施設なら受入可能なのか整理の上、周知していただきたい。

- ・ 必要な情報を整理してから調査を依頼していただきたい。

<経緯>

平成 30 年 11 月 28 日付けで調査依頼の文書が発出されたが、その時点では PCB 含有塗膜と判断する基準が示されていないため着手できず。当該基準 (0.5mg/kg) が示されたのは平成 31 年 3 月 28 日付け文書。

令和元年 6 月 27 日付けで「適切な試料採取」に関する連絡があり、現状では、一旦調査したとしても、試料採取方法に問題があった場合に、後日再調査となる可能性が高いため調査に着手できない。

- ・ 塗膜について、合理的かつ経済的で迅速に行える PCB 含有判定方法を、環境省・国土交通省・農林水産省等が共同で策定していただきたい。

その上で、PCB 含有塗膜の処理期限及び処理方法についてもご検討をお願いしたい。

○補助・支援制度について 2 件

- ・ 公共施設の PCB 含有塗膜の調査は、調査対象数が多く単価も高いため、地方公共団体に対する調査費の支援制度の創設を要望する。計画されていた道路工事を後回しにして予算を捻出し、塗膜調査を実施している状況である。
- ・ 塗膜の調査・処分について、高額のコストを要することが想定される、調査・処理費用の補助について検討いただきたい、

○周知・広報について 1 件

- ・ 安定器や橋梁塗膜等に関する掘り起こし調査に関して、掘り起こし調査の件数が膨大であり、PCB に関して認識の乏しい事業者が多く、自治体への調査の負担が大きい。より効率の良い調査の進め方の提示や、TVCM や全国紙での広告を利用した継続的な広報を行っていただきたい。

●その他 PCB 廃棄物について 1 件

- 平成 31 年 2 月 28 日の西日本広域協議会後に配付された「環境省への質問に対する環境省回答」にて、「事業活動を伴わない PCB 廃棄物の取り扱い」の各質問に対して、貴省からの回答内容は、「日常生活に伴って生じた PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法の規制の対象外であると考えられますが、適正に処理する必要があります。」とありましたが、PCB 特別措置法対象外の PCB 廃棄物を、どのような法的根拠で、適正に処理するよう指導したらよいか、教えてください。

●国の周知・広報について 13 件

- PCB 廃棄物を期限内に処分する必要性について、国の責任において、マスメディア等を活用して、住民・事業所等へ積極的な広報・啓発を継続的に行ってほしい。
- 安定器や橋梁塗膜等に関する掘り起こし調査に関して、掘り起こし調査の件数が膨大であり、PCB に関して認識の乏しい事業者が多く、自治体への調査の負担が大きい。より効率の良い調査の進め方の提示や、TVCM や全国紙での広告を利用した継続的な広報を行っていただきたい。
- 安定器の掘り起こし調査を行うにあたり、自治体での周知活動には限界があることから、環境省主体での周知活動（TVCM 等）を更に実施していただきたい。
- 環境省のテレビ CM が効果が大きかったので、引き続き、安定器、汚染物等についてテレビ CM での広報をお願いしたい。
- 昨年度に実施したテレビ CM による広報を、来年度以降も継続して実施し、事業者等へ PCB の処分の必要性についての広域的な周知を引き続き行っていただきたい。
- PCB の処分期間内の適正処分について、これまで以上に PR して欲しい。
- 安定器掘り起こし調査の回答率を向上させるためにも、PCB 及び PCB 使用安定器について TVCM や新聞等のマスメディアを用いた周知活動を積極的に行っていただきたい。
- PCB 廃棄物（使用製品も含む。）について広く国民に周知する必要がある。昨年度末のテレビ CM については、問い合わせもあり、効果があったと考えている。一度きりではなく、常時、あらゆるメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。特に安定器については、電気の知識がない所有者が多いと想定されること、電気工作物以上に掘り起こし調査で全てを把握することは難しいと考えられることから、様々なツールを使って広報行っていただきたい。
- 共同住宅における PCB 使用安定器掘り起こし調査について、マンション管理業者等の協力が得られるよう、国から関係団体への周知（関係団体から構成員への周知）をお願いしたい。
- PCB 廃棄物の処理の必要性等について、これまでの以上に積極的に広報（主に TVCM）を実施することにより、掘り起こし調査も含めた PCB 廃棄物について認知度を向上させる。
TVCM にあたっては、1 ヶ月以上の期間、1 回 30 秒以上とし、一般家庭は対象でないことなどを盛り込み、視聴者の多い時間帯に複数回放映を要望する。（家電メーカーのリコール CM を参考とされたい）
- 安定器の調査で、マニュアルのとおりやっても回答率が上がらないと思われる。法律、

テレビ CM、ラジオなどあらゆるところで周知するよう国として検討いただきたい。特に、安定器では、トランス・コンデンサと異なり、小規模の事業主（小さな商店）までも対象（所有している）となる可能性があります。行政の調査は建物の情報のみで行っていること、またこれは行政が事業主を特定して調査を行っていることから、想定できない漏れがあると考えます。事業主が PCB 含有安定器（照明器具）に気づき、自ら申告するよう醸成する啓発も併せて必要と思われれます。

- ・ テレビ CMには一定の効果があつたと考えるため、継続して広報を実施していただきたい。
- ・ 掘り起こし調査にてアンケートを送付すると、PCB の知識が一般に浸透していないため、詐欺と疑われてしまい回答の回収に支障が生じている状況です。北九州事業エリアでは処理期限がきて代執行も実際に行われていることも踏まえて、社会問題として深刻化する前に広報が必要と思われれます。

●その他 3件

○行政代執行について 1件

- ・ 処分期間を過ぎた高濃度 PCB 廃棄物については、処分等措置を命ずべき者を確知することができなかった場合は、PCB 特措法に基づき公告を行い、県が行政代執行により処分することとなる。

破産手続きされた A 業者が高圧コンデンサーと安定器を保管していた場合、安定器については処分期間を過ぎないと行政代執行により処分することができなかったことから、現在も処分されないまま保管されている状況にある。処分費用、事務処理、早期処分等の面から考慮すると一緒に処分することが望ましい。

については、処分等措置を命ずべき者を確知することができないことが明らかな場合は、処分期間内においても行政代執行による処分ができるよう法改正していただきたい。

○処理困難事業者対応について 1件

- ・ 北九州事業エリアにおける処理困難事業者等への対応について、具体的な事例を整理して、代執行回避のためのマニュアル化を希望。

(処理困難事業者の例)

- 義務者不存在のケース、会社が倒産したケース、会社が倒産していても解散までしていないケースなど想定される各種のケースに対して、フローチャート式でどう対応すべきかを記載する。
- 元役員やその家族、土地所有者など排出責任の優先順位がわかる。
- 各種対応において、関係法令等の根拠を記載する。

○メーカー補償措置について 1件

- ・ PCB 使用および含有機器について、販売したメーカーからの対応、調査・処理費用の支援等が一切ないことについて、事業者からの納得を得られず、処理促進の弊害にもなっているように感じる。

調査や調査費用を請け負うなど、メーカー側からの対応というものがあれば PCB 廃棄物の処理促進にもより理解が得られるのではないかと思うので、PCB 使用・含有機器を取り扱うメーカーに、PCB 廃棄物の処分をおこなう事業者へ何らかの補償措置を検討いただきたい。